

令和7年10月6日

◎田中委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎田中委員長 本日からの委員会は「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、9日本曜日の委員会で協議していただけた
いと思います。

お諮りいたします。

日程については、日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎田中委員長 御異議なしと認めます。

それでは、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、部局ごとに説明を受けること
にします。

なお、本日は第一委員会室において12時30分から決算特別委員会の組織委員会を開催い
たしますので、11時45分頃をめどに、早めに休憩に入らせていただきたいと思います。

《総合企画部》

◎田中委員長 初めに、総合企画部について行います。

それでは、議案について、部長及び理事の総括説明を求めます。

なお、部長及び理事に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思います
ので、御了承願います。

まず、部長の総括説明を求めます。

◎松岡総合企画部長 所管の事項につきまして御説明します。一般会計補正予算につきま
して資料3ページを御覧ください。

高知龍馬空港新ターミナルビル整備事業費について債務負担行為の追加をお願いするも
のです。詳細につきましては、交通運輸政策課長から御説明します。

次に、条例その他議案につきまして、4ページを御覧ください。交通運輸政策課から第
12号県有財産（旅客搭乗橋）の取得に関する議案、第13号高知龍馬空港新ターミナルビル
建築主体工事請負契約の締結に関する議案の2件です。こちらも詳細につきましては交通
運輸政策課長から説明します。

報告事項につきましては、政策企画課から公共調達による地消地産推進戦略について、
交通運輸政策課からとさでん交通株式会社の経営状況についての2件を御報告します。

詳細につきましては、担当課長から後ほど説明します。

簡単ですが、私からの総括説明は以上で終わります。

◎田中委員長 次に理事の総括説明を求めます。

◎土居内理事（人口減少・中山間担当） 所管の事項について御説明します。一般会計補正予算についてです。

資料2ページをお願いします。今回の補正では中山間地域対策課の予算につきまして、6,627万7,000円の増額補正をお願いしています。こちらは須崎市浦ノ内湾の坂内～埋立航路と、宿毛市沖の島～片島航路、2つの航路の運営で生じた欠損の一部を補填するための離島航路運営費補助金に係る予算を計上しています。詳細につきましては、中山間地域対策課長から御説明します。

簡単ですが、私からの総括説明は以上です。

◎田中委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈中山間地域対策課〉

◎田中委員長 初めに、中山間地域対策課の説明を求めます。

◎片岡中山間地域対策課長 当課の補正予算案について御説明します。

1ページをお願いします。当課の歳出予算は、6,627万7,000円の増額となっています。内容については、次のページで御説明します。

2ページをお願いします。今回補正をお願いしますのは、離島航路運営費補助金です。1にありますように、この補助金は、離島航路の維持や改善を行うことで、離島地域の振興と住民の皆様の生活の安定と向上を図るもので、国の補助制度に連動させて、離島の運航により生じた欠損額の一部を補助するものです。

補助対象となる離島航路は2に記載のとおり、須崎市の浦ノ内湾を巡航する坂内～埋立航路と、宿毛市の沖の島、鵜来島と片島を結ぶ沖の島～片島航路の2航路で、それぞれ須崎市と宿毛市が直営で運航する公営の航路となっています。

3の補助対象期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの令和6航路年度で、今年の3月に国の補助金額が確定したことから、例年どおり9月補正に計上するものです。

4の補助金額の算定方法につきましては、国の監査を受けた後の実績欠損額から、国庫補助金で補填される額を差し引いた残りの額の3分の2を県が補助することとしています。

5の県の補助金額、今回補正をお願いします金額の内訳としましては、5の一覧表の右側に記載していますとおり、須崎市が1,097万円余り、宿毛市が5,530万円余りとなっています。

6の航路事業の概要として、それぞれの収支を記載しています。このうち宿毛市では全航路年度に比べて損益が拡大していますが、これは令和5年4月に竣工した新しい船の減価償却費が通年計上されたことや、前航路年度では旧船の売却による雑収入があったことが主な要因となっています。

今後も人口減少が進み、利用者の確保が厳しいことが想定される状況ですが、両市とも

利用者の増加を目指し、観光客等による利用促進に取り組んできています。県としましても、これらの航路は、地域住民にとりまして日常生活に不可欠な交通手段でありますことから、当該航路の維持確保に向けて、引き続き国や両市とも連携して支援を行ってまいります。

当課からの説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎久保委員 今後ますます人口減少が進むと思います。そういうときに、観光客に乗っていただくこともすごく大切じゃないかなと思います。御畠瀬と種崎の間の渡船も結構お遍路さんなり、外国の方が乗っていることですし、観光客に乗っていただくことに向けてホームページだとか、どういう広報をしているのか、教えていただけたらと思います。

◎片岡中山間地域対策課長 特に須崎市は、お遍路の巡回路としても非常に認知が高まっています。ホームページであるとか、各宿にはPRのチラシ等も配付しているところです。実際に浦ノ内は乗客の6割が観光客、うち9割が遍路の客と、去年と比べても1年間で対前年度25%ぐらい観光客の利用が伸びていると。特に台湾からのツアー客等もこの巡航船に乗っていると聞いています。

沖の島はどちらかというと生活路線が重要視されていますので、観光客の利用は1割ぐらいにとどまっていますけれど、観光のモニターツアーであるとか、今年の7月からグリーンスローモビリティといって、ゴルフ場のカートのような形を1台、観光客にも無料で貸し出して実際乗ってもらっているということで、しっかり広報活動はしているところです。

◎久保委員 観光客の方、またお遍路さんの割合にびっくりしたんですけども、先ほど申しましたように、御畠瀬と種崎の渡船も観光客の方、お遍路さんがすごく増えていますので、ぜひこちらもPRを一層して、よろしくお願いします。

◎中根委員 浦ノ内のことについてお聞きしたいんですけども、沖の島は船も新しくしてと話がありましたが、浦ノ内の船体の状況は大丈夫なのか。また、船長たちの身分保障などもちゃんとされているのか、その辺りはどうでしょうか。

◎片岡中山間地域対策課長 宿毛は特に修繕費等もかなり多額になってきたので、昨年4月に船を変えたところですけれど、浦ノ内は沖の島と比べるとまだ比較的修繕費用等もいっていないので、現行の船で運用可能になっています。運転手等は今2名で、以前はもう少し運転手もいて、便数も多かったんですけど、運転手の退職不補充の形で、現行のキャパシティーに応じて見直し等も行って実施しているところです。今2名の定員のうち、1名も近々退職される予定ですので、その後を補充するのか、どういった船の形態を取るかは、須崎市の意向も聞きながらしっかり確認していきたいと思っています。

◎中根委員 昨日も観光船が岸壁にぶつかった事故がありましたけれども、いろんな局面

で、過重とか、十分でない働き方の状況がないような目配りも、ぜひ県としてもしていただきたいと思います。

浦ノ内の航路は、通学の便でも利用されていた話が前にあったように思いますけれども、その辺り、それから付近の住民の方たちも、いつも乗る形があるのか、もし乗るとすれば定期券のようなものがあるのか、運賃がどのくらいなのか、その辺りも教えてください。

◎片岡中山間地域対策課長 須崎は先ほど6割が観光利用とお話しましたけれど、残りの4割がほぼ小中学生の通学の利用になっています。実際は対象となる子供は6人ぐらいいて、定期便を使用していますけれど、毎日使っているのは2人ほどと聞いています。運航経費も一般の方は600円とかです。小学生は半分ぐらいだと思いますけれど、実際は市が全てフォローしていますので、実質的には小中学生は無料で定期路線で学校に通っている状況になります。

◎西森（雅）委員 実際どれぐらいの方が利用されているのか。またここ数年の推移もお聞かせいただければと思います。過去3年ぐらい。

◎片岡中山間地域対策課長 まず須崎市は、昨年の航路年度で3,700人ぐらいの方が乗っています、対前年度で25%ぐらい伸びています。コロナ禍前と比べると大体100%で、要因は先ほどの観光利用が増えたといったところです。沖の島は、人口減少等も相まって今1万3,000人余りが利用されていて、対前年度で3%ぐらいの減で、コロナ禍前と比べると10%ぐらい減っている状況です。

◎西森（雅）委員 燃料費なども上がったりして、なかなか維持するにも経費が必要になってくると思いますけれども、いろんな形でしっかりと、支援を続けていってもらえればと思います。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、中山間地域対策課を終わります。

〈交通運輸政策課〉

◎田中委員長 次に、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎山本交通運輸政策課長 1ページをお願いします。まず補正予算、高知龍馬空港新ターミナルビルにおける「高知らしさ」の演出について御説明します。

上段の概要欄ですけれども、空港ターミナルビルは、その地域の自然や歴史、文化を取り入れ、「その土地らしさ」を表現している事例が多いことから、高知龍馬空港においても本県を代表する素材や伝統技術などを用いて、「高知らしさ」を演出するものです。

関係者の意見としまして、昨年の9月議会以降、「高知らしさ」が伝わるような工夫を凝らすことや、本県の自然素材や伝統技術を用いた装飾を組み合わせることで、「高知らしさ」を表現できるといった意見や、機能性を維持しつつ、ロビー空間での「高知らしさ」の演出によって本県をPRできるなどの御意見を頂きました。

そこで新ターミナルビルにおいては、「Japanese beauty TOSA」をコンセプトに、「日本の美」や「和」を土佐の素材や伝統技術を用いた装飾などで表現することで、日本の中の「高知らしさ」を感じられる空間を演出したいと考えています。

具体的には、新ターミナルビルの1階到着ロビーから2階の出発ロビーにかけての吹き抜け空間に、土佐材の使用を中心に本県の伝統技術である土佐和紙などを組み合わせた装飾を実施するとともに、1階ビル入り口横に県所蔵品などの展示を想定したスペースを確保するほか、到着ロビーの壁面には大型のデジタルサイネージを設置し、高知の魅力を伝える情報発信を実施します。

補正予算額は2,986万5,000円で、全額令和8年度までの債務負担行為として計上しています。

委託先は県内の木材加工事業者や設計事務所等を想定しており、公募型プロポーザル方式による随意契約を予定しています。

なおスケジュールにつきましては、現在のところ全体的に予定どおり整備が進んでおり、今回の装飾については本体工事と並行して実施するため、建物の完成時期など全体の工程については変更はありません。

なお、資料の一番下に記載しています新ターミナルビル整備事業の財源につきましては、当初予算計上時は、事業費約36億5,400万円のうち32億6,700万円の県負担を見込んでいましたが、本年4月にこの事業が新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる地方創生の第2世代交付金の事業として採択されましたので、国交付金を14億5,300万円確保できました。これにより、交付税措置がある有利な起債の充当も可能となりまして、県負担額は当初計上時に比べて約18億3,900万円軽減されまして、現時点の県負担額は約14億2,800万円になる見込みです。

以上が、補正予算に関する説明です。

続きまして、その他議案について2件御説明します。資料2ページをお願いします。

上から3つ目の県有財産（旅客搭乗橋）の取得に関する議案について御説明します。この議案は高知龍馬空港に設置する旅客搭乗橋を、予定価格9,831万2,500円で、全日空モーターサービス株式会社から買入れするものです。旅客搭乗橋とは、一般的にボーディングブリッジと呼ばれるものですけれども、乗客や乗員を乗降させるために建物と航空機をつなぐ可動式通路のこととして、このたびの新ターミナルビルの整備に併せて1基取得するものです。契約状況としましては、一般競争入札により8月22日に仮契約を締結しています。

次に、高知龍馬空港新ターミナルビル建築主体工事請負契約の締結に関する議案について御説明します。3ページをお願いします。本工事は一般競争入札を6月26日に実施しています、契約金額を14億1,680万円、契約の相手方を三宝・轟特定建設工事共同企業体と

し、完成期限を令和8年10月15日とする契約を締結しようとするものです。

詳細につきまして、次の4ページを御覧ください。上段の位置図のとおり、新ターミナルビルは、既存ターミナルビルの東側に増築する形で整備をします。なお、既存ターミナルビルの改修は、高知空港ビル株式会社が主体となって行うこととしていまして、この工事には含まれていません。

資料下段の2工事概要の欄にありますように、新ターミナルビルは鉄骨造の三階建てとなっており、延べ床面積約3,400平方メートル。1階は到着ロビーやチケットカウンター、2階は出発ロビーや出入国審査場、3階は航空会社の事務所などとなっています。

以上が9月補正予算及び条例その他議案に関する説明です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡田（竜）委員 空港の内装について、「高知らしさ」ということで土佐和紙と県産木材とのことです。県産木材ですけれども、陸の玄関口といったら高知駅。高知駅は民間で主導してやられたときに、県内の24の市町村から県産材を集めたとお聞きしています。空港は内装になりますけれども、そういった何か「高知らしさ」でいろんな市町村への働きかけをして材を集めるとか、そういうお考えはあったりしますか。

◎藤田交通運輸政策課企画監（航空・物流担当） 今回議案に提出しています「高知らしさ」の手前に、いわゆる内装の木質化の形で、県の県産材の利用推進方針に基づきまして、一定の木質化を図ることになっていまして、先ほどの資料の4ページにある形で使うことにはなっています。こちらから市町村に働きかけは特にやっていないですけれども、今回決まりました事業者で、県産材を集めまして使用する形を取っています。

◎岡田（竜）委員 急遽決まったようなものですから、あまりいろんなものをねじ込んでいくのは大変かなと思うんですけれど、高知駅だと、内藤さんの設計事務所がやられて、牧野植物園との関係もあったりして、玄関口ということでリンクがあったらいいななんて思っていました。空港に関しては県内の木材加工事業者が取り組むということで、デザインに関して内装で何かつながりは意識される御予定でしょうか。

◎藤田交通運輸政策課企画監（航空・物流担当） 今回の「高知らしさ」の意匠に関しましては、プロポーザル方式でお願いしている形になりますので、事業者からそういった提案もあるかもしれませんけれども、幅広い提案を受け付けて審査をしていきたいなと思っています。

◎岡田（竜）委員 木材のほうはいろいろできる範囲内で、ぜひいい形でやっていただきたいと思うんですけれども、もう一方で土佐和紙です。和紙の内装されるときの、イメージが湧かないのですが、もう少し説明していただいても構いませんか。

◎藤田交通運輸政策課企画監（航空・物流担当） 和紙も一応仕様の形で、県産材の仕様とともに和紙とか、要は土佐の素材を使ってくださいという仕様にしていますので、どう

いった形で出てくるかは事業者の提案によってくるかと思いますけれども、まさに「高知らしさ」を表現するような形で和紙を使っていただく形の制約にしています。

◎岡田（竜）委員 さつき材の設計事務所の話もしましたけれど、土佐和紙になると、県内にも、多くはないかも知れませんけれど作家もいらっしゃるわけで、ぜひ地元の作家が活躍できる場にもなってほしいですし、今、第2期の土佐和紙総合戦略の期間だと思うんですが、そちらとのリンクがあってもいいのかなと思うんですけど、いかがですか。

◎藤田交通運輸政策課企画監（航空・物流担当） 仕様書では設計事務所とか、木材加工の事業者も含めて、幾つか組んでいただいても構わないようになっていますので、そういう形で御提案を頂けるのが一番いいかなと思っています。土佐和紙総合戦略とは、なかなか直接リンクしづらいかもしれませんけれども、仕様に入れて和紙を使っていただく形にしていますので、その辺りは事業者に活用していただけたらなと思っています。

◎岡田（竜）委員 いろいろ大変な部分も多くあると思いますけれど、土佐和紙総合戦略の中でもPRも柱にありますので、その部分は、ぜひ売り出してもいただきたいと思っています。

◎藤田交通運輸政策課企画監（航空・物流担当） 空港には展示のスペースも一部用意していますので、そういうところでそういうものも将来的に展示できたらと思います。

◎岡本委員 旅客の搭乗橋についてお聞きしたいんですけども。全日空モーターサービス株式会社から購入した9,800万円の根拠はどういうところにあるのでしょうか。向こうの言いなりで受けたとか、いろんなところを評価してこの金額で収まったのか、その辺りを経過も含めて教えていただけますか。

◎藤田交通運輸政策課企画監（航空・物流担当） 旅客搭乗橋、通称PBB、ボーディングブリッジと申していますけれども、なかなか特殊な設備になっていまして、正直申しますと、日本で取り扱える業者は数社しかありません。その中で、実際3社なんですけど、その中から事前に参考見積りは頂いた上で、金額の平均といった形で、予定価格は決めています。

◎岡本委員 3社から見積りを取ったと説明がありましたけれども、その中から一番安いものを選んだのか。それとも使い勝手とかいろいろあろうと思うんですけど、その辺りは。

◎松岡総合企画部長 予定価格は3社の見積りを参考にしましたけれど、最終的には一般競争入札なので、予定価格と見比べて一番安いところで購入しています。

◎中根委員 関連なんですかね、PBBの購入をした場合に、県の財産になるのですか。それとも空港の財団のものになるのか。その辺りはどうなんでしょうか。

◎藤田交通運輸政策課企画監（航空・物流担当） 県の財産になります。

◎三石委員 業務実施のスケジュールを見させていただいて、空港新ターミナルビル建築

主体工事の完成期限が令和8年10月15日になっています。土木にしても何にしても、工事が遅れることが今までずっとありました。期限内に終わらないことが度々あったんです。そうなると非常に困るわけです。要らん心配かも分からないうですが、工期内に、決して遅れることがないように。遅れるとは思わないですが、一生懸命努力することは分かるんだけれども、一度、業者に、絶対遅れることがないようにやっていただきたいと、委員会からも意見が出ていたと言っていたらありがたいけれど、どうですか。

◎松岡総合企画部長 委員会からもそういうことを言われたと、私からもお伝えしたいと思います。その前に知事からも厳命を受けていまして、絶対遅れるなどもありますので、知事からもそして委員会からも言われていることは、しっかりとお伝えします。

◎三石委員 くどいようだけれど、大体遅れることが多いんです。そういうことがないようにお願いしたいです。

◎岡本委員 搭乗橋について保証とか、その辺りを教えていただけますか。何年以内に壊れたら全額保証とか。

◎藤田交通運輸政策課企画監（航空・物流担当） 特殊な物品になりますので、現在確認が取れていません。手元に資料がありませんので、後ほど。

◎岡本委員 そういうのは、一応書類上、今後のこととして点検はされているわけですね。

◎藤田交通運輸政策課企画監（航空・物流担当） 先ほど議案でも御説明もしましたように現状仮契約ですので、今回承認を頂いてから本契約になりますけれども、そういう部分も確認して本契約に臨みたいと思います。

◎田中委員長 搭乗橋は1基の取得なんですか。

◎藤田交通運輸政策課企画監（航空・物流担当） 今回増設します新しいターミナルのところに1本つける形になりますので、1基の取得になります。

◎田中委員長 新たな国際線用に増設する分の1基の取得という考え方でよろしいですね。

◎藤田交通運輸政策課企画監（航空・物流担当） そのとおりです。

◎田中委員長 これから本当に国際化に向けて新たなフェーズというか、高知龍馬空港も変わってくると思います。先ほど委員からもいろんな質問があったと思うんですけど、空の玄関口として、より良い、ターミナルビルもそうですし、内装に取り組んでいただきたいと申し添えて終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

以上で、総合企画部の議案を終わります。

《報告事項》

◎田中委員長 続いて、総合企画部から、2件の報告を行いたい旨の申出があっておりますので、これを受けることにします。

〈政策企画課〉

◎田中委員長 まず、「公共調達による地消地産推進戦略（案）について」政策企画課の説明を求めます。

◎渡邊政策企画課長 公共調達による地消地産推進戦略の案につきまして説明します。

1ページを御覧ください。こちらのページにつきましては、6月議会の本委員会でも御報告したものとなります。

まず、この戦略の目的について改めて説明します。上段2つ目の丸をお願いします。本年度の産業振興計画では、新たに「地消地産」を位置づけ、県際収支の改善に向けて「地消」の拡大と「地産」の強化が一体となった取組を進めています。県の公共調達の場面におきましても、地消地産の取組に少しでも貢献したいとの思いから、県産品の採用及び県内事業者の育成の推進に関する県の取組について、基本的方針を定めるものです。以下、定義や基本的な考え方につきましては、前回御報告した骨子案と同様ですので説明は省略します。

次のページをお願いします。このたびの戦略案に盛り込みます県の対応方針について御説明します。今回の戦略案では、上段の1県産品の採用の推進と、下段の2県内事業者の育成の大きく2つの項目につきまして、具体的な取組をまとめています。

まず、資料上段の左端を御覧ください。重点品目としまして、牛肉から木製品まで6品目を選定し、これらにつきましては事業目的の遂行に支障が生じない範囲で積極的な調達を推進してまいります。具体的には、各重点品目を所管する部局から採用を推進する製品を具体的に提案していただき、全庁的な連携の下で、具体的には全庁の本部会議ですが、品目ごとの採用方法と目標値を設定しています。

右の表を御覧いただきますと、例えば、i) 牛肉の①乳用経産牛では、加工品であるミンチ材を、採用を推進する製品としまして全庁に照会をかけ、県立学校の給食、食堂、寄宿舎などの食事としての採用を進め、令和9年度には年間1.1トン以上の採用を目指してまいります。また、iv) の食品副産物、残渣では、主に食品の加工品につきまして、採用を推進する製品としまして、こちらも全庁に照会をかけまして、県庁や県立学校における災害用備蓄品ですか、県主催イベントの記念品などとしての採用を進め、令和9年度には10品目以上の採用を目指してまいります。これらの目標数値は、現時点で積み上げられる最大限のものを記載しています。今後さらなる採用に向けて検討を行ってまいります。また、これらの取組を進めることで、一番右の欄に記載しています産業振興計画の目標値の達成に少しでも貢献していきたいと考えています。

また、この表の下、欄外の米印に記載していますが、これらの重点品目につきましては、今後、県版のふるさと納税の返礼品としての採用を推進するほか、市町村に対しても同様の取組の要請を行ってまいります。

次に真ん中から下、2県内事業者の育成につきまして、下段の左端を御覧ください。重点分野としまして、情報通信サービス分野、建設工事分野、サービス分野の3分野を選定し、事業目的の遂行に支障が生じない範囲で、受注機会の拡大を通じた県内事業者の育成に資する取組を推進します。対応方針につきましては、業界団体などへのヒアリングを踏まえ、重点分野において県内受注が難しい要因を分析した上で、3つの方向性で対策をまとめています。下段の中央から右にかけて記載しています。

方向性の1つ目は、県内事業者の参入機会の拡大です。入札等の参加者を、県内事業者または県内事業者を含む共同事業体に限定することや、委託業務の再委託先を県内事業者に優先することなどについて、庁内通知を改正し、県内事業者の参入がより一層進むよう取り組んでまいります。

方向性の2つ目は、県内事業者の技術力等の向上です。デジタル技術に関するスキルアップ支援や、県内事業者を含む共同事業体の推奨などにより、ノウハウやスキルの向上が図られるよう取り組んでまいります。

方向性の3つ目は、価格転嫁の受入れの推進です。県庁としましても、発注者としまして、価格上昇を踏まえた予算の確保や、公共工事における物価上昇に対するスライド対応を徹底してまいります。

資料下半分の右上には、各分野の県内事業者受注率の目標値を記載しています。今後、本戦略に掲げた数値目標の達成に向けて、産業振興計画と一体的に推進し、P D C Aを回していくことで実効性ある取組にしていきたいと考えています。

続きまして4ページをお願いします。6月議会で御報告した骨子案につきまして寄せられたパブリックコメントの状況をまとめています。7月4日から8月8日までの公募期間で、6者から27件の御意見が寄せられました。このうち、御意見を踏まえて戦略に盛り込むものが10件、御意見を踏まえ他の計画などにより取り組むものが8件、その他が9件となっています。

主なものについてかいつまんで説明します。5ページのナンバー9をお願いします。重点品目に有機農作物を追加してほしいとの御意見がありました。こちらにつきましては、産業振興計画における地消地産の取組と併せて重点品目への追加を検討していくこととしています。

また、6ページのナンバー21では、事業に関わる2次・3次発注においても、県内企業を優先的に活用してほしいとの御意見がありました。こちらにつきましては、下請や再委託事業者、さらには補助事業者にも県内事業者へ発注するよう推奨する旨を戦略に記載したところです。

一方、不採用となった意見としましては、7ページのナンバー26ですが、最低制限価格を引き上げてほしいといった御意見がありましたが、こちらにつきましては、国が示す計

算式を基に算定する取扱いを継続していきたいと考えています。

8ページ以降は、御説明した内容を記載した戦略案の全体版となります、内容が重複しますので説明は省略します。

政策企画課の説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎中根委員 地消地産を主軸に置いたのは大変大事なことだと思っています。徹底して県内の業者を育成するし仕事もあるしという状況を県が率先して推進していく、その推進力にぜひなっていただきたいと思っていますので、しっかりやってください。

◎久保委員 2ページなんですけれども、私、6月議会のときもお願いをしまして、私はもともと土木の技術屋ですので、そのときに建設工事と測量設計について、県内の事業者も、例えばJVを組んだりして慣れてきてできるようになったら、だんだん県内へ移行していくように、事実そういうふうに今なっています。ぜひ、ここに書いていますように、建設工事は大体100%を目指す。測量設計についても95%を目指すので、令和5年度で94%で米印があって、76%なのかな。米印の下の端を見たら、工事したら長大橋なんかの工事、そして測量設計になったらダムとか堰の専門性の高いものもだんだんと慣れていくと思います。ぜひ、ここで固定ではなくて、そういうことができるようになれば、県内の業者にお任せするようにして、測量設計についても現在95%ですけれども、それもなるだけ可能になれば100%へよろしくお願ひします。

◎渡邊政策企画課長 前回、御意見を頂きまして、土木で再度、そういった長大橋であるとかダムゲートができないかということを投げかけました。工事、設計ともに、今精いっぱいやっていると、正直私も感じました。建設工事と測量以外の部分を見ていただきまして、情報であるとかサービス、イベント、広報の牽引役としてまずは頑張っていただきたいと考えています、次のステージさらに不断の見直し等をやっていくことになろうかと思いますので、御意見は土木にも伝えてまいります。

◎西森（雅）委員 こういう形で地消地産の推進戦略を立てるということは、例えば発注時の仕様書の中にも明確に高知県産をうたい込むのかどうか。

◎渡邊政策企画課長 やり方は様々あると思いますが、今想定していますのは、イベントをやりますといったときに来場者記念品があります。そういった場合には、県産の地消地産戦略上に掲げる品物を使うような仕様書といったことは一つのアイデアとして出ています。そういったことはすぐできることとして実践していきたいと考えています。

◎西森（雅）委員 そういうものはそういうものでやっていってもらえばいいと思うんですけれども、例えば公共工事、土木とかにしても、資材関係の調達なんかも県内のものを使う、また県内事業者から購入して使っていく考えも、当然この考えに合致していると思うんですけど、そこまできっちりと仕様書の中にうたい込むのかどうかを聞かせても

らいたいです。

◎渡邊政策企画課長 前回の委員会でも委員から同様の御意見を伺いました、資材を少し確認しました。手法としまして、仕様書に書いてあるかどうかまでは確認できていませんけれども、土木部で資材について、県産品、県内事業者からの調達を推進するといった通達が出ていました、具体的に施工計画書、表みたいな形式で、調達した資材について、県内か県外事業者かはチェックはしているとお伺いしています。ただ、その資材調達率みたいな数字まではまだ集計はできていないことですけれども、そういういたたつをしています。

◎西森（雅）委員 こういう戦略を立てるのであれば、きっちりと、本当にそれが県内の事業者から調達ができない資材なのか、当然、物によっては県内で作っていないものも当然ありますから、ただ、県内で調達ができるものに対しては、推進していく通達を出しているとの話でしたけれども、こういう戦略を立てるのであれば、仕様書にもそのところを明確に書いていくところぐらいまでやってもらいたい気はします。

◎渡邊政策企画課長 戦略もまだこれからですので、実際、毎年ローリングしてまいります。土木部にしっかりと御意見を伝えたいと思います。

◎西森（雅）委員 県内事業者の育成の面でも、そういうことをしっかりと進めていってもらいたいと思います。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、政策企画課を終わります。

〈交通運輸政策課〉

◎田中委員長 続いて、「とさでん交通の経営状況について」交通運輸政策課の説明を求めます。

◎山本交通運輸政策課長 とさでん交通の令和7年度第1・四半期の経営状況等について、とさでん交通から提出のあった資料で御報告させていただきます。

2ページを御覧ください。とさでん交通が設立された平成26年10月から令和6年度末までの業績推移を示したものです。グラフにつきましては、6月議会の委員会で報告しましたので、説明は省略します。

次に3ページを御覧ください。こちらは令和7年度第1・四半期の会社全体の経営状況をお示ししたものです。なお、6月議会で御承認いただきました債務償還支援につきましては、7月に手続が完了していますので、その影響額はここには含まれていません。まず表の中段やや下の赤字部分、本業の利益を示す営業損益は、令和7年度は1億2,700万円の赤字で、昨年度の1億4,000万円の赤字から1,300万円改善されています。一番下の当期損益ですが、令和7年度は1億1,400万円の赤字で、昨年度と比較して1,100万円の改善となっています。

次に4ページを御覧ください。令和7年度第1・四半期の実績を部門ごとにお示ししたもので、左側の表が軌道事業、右側の表が路線バス事業となります。一番上、主に運賃収入による営業収益につきまして、軌道事業は昨年度と比べまして増収、また路線バス事業については同水準となっています。また一番下、営業損益につきまして、軌道事業は昨年度と同水準、路線バス事業は増益となっています。

次に5ページを御覧ください。折れ線グラフは、軌道の月別の利用者数の推移となりまして、赤色の点線が令和7年度第1・四半期の利用者数となります。下の表の一番右、令和7年度第1・四半期の利用者数は119万6,000人で、昨年度と比べ1.5%の微減となっています。減少の理由としまして、昨年度実施された通学定期券の半額キャンペーンが令和7年度は実施されなかったことによりまして、定期券利用者が減少したことなどによるものです。

次に6ページを御覧ください。折れ線グラフは路線バスの月別の利用者数の推移となり、赤色の点線が令和7年度第1・四半期の利用者数となります。下の表、一番右、令和7年度第1・四半期の利用者数が56万1,000人で、昨年度と比べ9.5%減となっています。減少の主な要因としましては、令和6年10月からの路線再編などが影響していると考えています。

7ページをお願いします。左側が高速バス事業、右側が貸切りバス事業となります。高速バス事業、貸切りバス事業ともに、一番上の営業収益と一番下の営業損益を見ていだきますと、昨年度と比較し増収増益となっています。

8ページをお願いします。その他の部門の状況も含めた全社の第1・四半期の実績となります。一番下、全社の売上げは11億7,700万円となっており、昨年度と比較して4,200万円の増収。また営業損益は昨年度と比較して1,300万円の改善、増収増益となっています。

9ページをお願いします。ここから次の10ページにかけては、とさでん交通の収支改善策の取組状況等についてお示ししたものですが、現在、それぞれの計画に対して取り組んでいるところですので、こちらの説明は省略します。

最後に、さきの6月議会において御承認いただきました、とさでん交通への約8億円の債務償還支援につきましては、議決後の予算執行を経まして、7月末にとさでん交通から各金融機関に対して借入金の返済手続が完了しています。また、この債務償還支援による改善施策を計画的に実行していくため、現在、とさでん交通において中期経営計画の改定作業を進めているところです。県としまして今後も引き続き、とさでん交通の経営安定化に向けて、沿線市町と連携して取り組んでまいりたいと考えています。

以上で、説明を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、交通運輸政策課を終わります。

以上で、総合企画部を終わります。

《総務部》

◎田中委員長 次に、総務部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎清水総務部長 総括説明に先立ちまして、職員の懲戒処分2件について御報告します。

1件目は、農業振興部の職員が昨年度、当時所属していた別の部局において、支払事務の放置、未決裁での公文書の作成など、不適切な事務処理を行ったものです。この職員につきましては、8月27日付で減給10分の1を3か月の懲戒処分としたところです。

2件目は、同じく農業振興部の職員が本年5月に15日間を正当な理由なく欠勤したものです。この職員につきましても、8月27日付で減給10分の1を2か月の懲戒処分としたところです。

これらの行為により公務に対する信頼を損なうことになったことにつきまして、議会、県民の皆様に対しまして深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

今回の処分を踏まえて、今後このような事態が繰り返されることのないよう、公務の適正な執行と公務員倫理の確立について改めて全庁に周知をしたところです。いま一度、職員一人一人が県職員としての自覚を新たにし、再発防止に努め、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復するよう努めてまいります。

事案の詳細につきましては後ほど報告事項として人事課長から御説明します。

それでは、総務部の議案等につきまして総括して説明します。まず、今回の補正予算の概要につきまして説明します。まず今回の補正の総額は、下の表、(2)歳出の表ですけれども、令和7年度補正額(B)の一番下、10億8,200万円余りの増額補正となっています。内訳は、(1)一般行政経費等が3億6,100万円余りとなっていまして、同額がその他に計上されています。これは、病床数の適正化を推進するための医療機関への交付金や、重点医師偏在対策区域で新たに開業する診療所の運営費支援などです。(2)の投資的経費は7億2,100万円余りとなっています。これは国費の内示状況を踏まえた公共施設のインフラ整備に係る事業費などです。

財源については、上の(1)歳入の表ですけれども、令和7年度補正額(B)の中ほどにあります(2)特定財源が8億9,300万円余りを充てることとしています。内訳、国庫支出金は、公共事業内示増分の国費ですとか、医療施設運営費等補助金など、5億1,700万円余り、県債が3億6,100万円余り、その他は1,400万円余りとなっています。上段の(1)

の一般財源につきましては、1億8,900万円余りとなっており、同額をその他に計上しています。これは前年度からの繰越金を活用するものです。

以上、9月補正予算全体の概要です。

次に、総務部関連の議案です。3ページは補正予算関連の説明目録ですが、総務部からは財政課と行政管理課の補正予算を計上しています。

4ページ目ですけれども、第5号から第7号までの3件の条例議案を提出しています。

なお、補正予算を含む議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明します。

次に報告事項です。今回御報告しますのは、財政課から、今後の財政収支の見通しについてと、令和6年度決算に基づく健全化判断比率等について、行政管理課から、令和6年度内部統制の評価についてと、公社等外郭団体の在り方見直しに関する県政運営指針の一部改定案について、人事課から、職員の懲戒処分について、市町村振興課から、令和6年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等についての計6件になります。詳細について後ほど担当課長から説明します。

最後に、本年6月23日から10月5日までの主な審議会等の開催状況について説明します。高知県公益認定等審議会については、計2回開催し、諮問案件2件について審議し、うち1件が答申を決定しています。高知県行政不服審査会については、計4回開催し、諮問案件7件について審議し、答申を決定しています。高知県公文書管理委員会については、計2回開催し、諮問案件2件について審議し、答申を決定しています。高知県公文書開示審査会については、計7回開催し、諮問案件4件について審議しています。

なお、審議会の開催状況につきましては、担当課長からの説明は省略します。

私の説明は以上です。

◎田中委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈財政課〉

◎田中委員長 初めに、財政課の説明を求めます。

◎星財政課長 一般会計補正予算について説明します。

1ページを御覧ください。歳入予算についてです。今回の補正予算に必要となります一般財源としまして、13繰越金について、1億8,900万円余りを増額する補正をお願いするものです。

財政課の説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈行政管理課〉

◎田中委員長 次に、行政管理課の説明を求めます。

◎別府行政管理課長 当課からは予算議案1件、条例議案2件、合計3件を説明します。

それでは、議案の順番とは異なりますが、最初に第5号議案短時間勤務制度に関する条例議案及び第6号議案時間外勤務手当の臨時特例に関する条例議案について、関連しますので一括して説明します。

表題に「働き方改革の取組について」とある資料です。今回の取組について、1取組の趣旨です。これまでの男性中心の長時間労働を前提とした働き方を構造転換し、女性など多様な人材が活躍できる柔軟な働き方とする必要があります。そのためには、働き方改革による仕事と家庭が両立できる社会の実現により、少子化問題を克服する道筋をつけること。また、価値創造型のクリエイティブな仕事で高収入を上げる、新しい経済社会構造に移行することが必要と考えています。そこで、右のありたい姿のとおり、新しい働き方を、市町村や民間企業、そして全国へ波及させるため、人口減少先行県の高知が先導役となつて挑戦したいと考えています。

今回の働き方改革の取組について新たに評価する取組はポイント3点です。

まず1点目、9月10日に、これまで3,000社を超える自治体や企業の支援実績がある株式会社ワーク・ライフバランスと協定を締結し、時間外縮減対策に集中的に取り組むこととしました。この協定における具体的な取組として、①知事による、男性育休100%、勤務間インターバルなど4つの宣言、②知事、副知事、部局長が参加し、スピード感を持って働き方改革を推進するタスクフォースの開催、③管理職のマネジメント力を向上するための研修の実施、④4つのモデル職場を選定し、コンサルタントの伴走支援による業務改善を実施し、その取組内容を庁内に横展開するなど、6つの取組を実施することとしています。働き方改革に関するノウハウを持つ同社の支援を受けながら、知事をトップに、全庁を挙げて本気で時間外勤務の縮減に取り組んでまいります。

次にポイントの2つ目と3つ目、こちらの2つが今回、条例議案を提出しているものです。まずポイントの2つ目、短時間勤務職員の採用枠の新設です。これは、職員の採用が困難な中、長時間労働の是正に向けたマンパワーの確保策として、短時間勤務職員の採用枠を新設するものです。この枠で採用された職員は、1週間当たり10時間を上限に無給の休暇を取得できることとし、短時間勤務を可能とするものです。これにより、育児や介護などの事情がある方でも多様な人材が活躍できることから、女性の再就職にもつながるものと考えています。

次にポイントの3つ目は、時間外勤務手当の割増率を時限的に引き上げようとするものです。これは社会実験として取り組むもので、令和8年度限定で知事部局の職員の時間外勤務手当の割増率を現在の125%から150%に引き上げるものです。時間外勤務が特別な労働であることを、管理職を含めた職員一人一人が内在的に意識をすることで、時間外勤務

に対する意識変化を促し、所定の労働時間内に仕事を終わらせようとする意識を高めて、長時間労働を是正しようとするものです。

両議案とともに株式会社ワーク・ライフバランスとの協定の下、時間外勤務の縮減にしっかりと取り組んだ上で実施するもので、令和8年4月1日に施行したいと考えています。従来取り組んでいる高知県職員共働き・共育てサポートプラン、勤務間インターバルにも併せて取り組み、県庁の働き方改革を推進してまいります。

次の資料を御覧ください。第1号議案令和7年度高知県一般会計補正予算のうち、当課所管分について説明します。

まず、3行政管理費の給与システム改修委託料です。こちらは4つの制度改正に対応するため、給与システム改修を委託しようとするものです。1点目は、令和8年の4月から子ども・子育て支援制度の創設に伴い、支給金の掛金、負担金等を職員の給与から控除するための改修を行おうとするものです。2点目は、令和7年度税制改正に伴いまして、所得税の基礎控除や給与所得控除などに関する見直しに対応するための改修を行おうとするものです。3点目と4点目、こちらは先ほどの条例議案で説明をしました時間外勤務手当の割増率と短時間勤務職員に対応するための改修を行おうとするものです。

次に事務費は、働き方改革の取組に向けた協定と、公社等外郭団体の見直しに関する費用です。1点目は株式会社ワーク・ライフバランスが協定に基づく支援をする際の来高のための旅費相当分につきまして、384万6,000円を計上しているものです。なお、同社によるコンサル支援につきましては、協定に基づき、無料で実施をしていただくこととなっています。2点目は、公社等外郭団体の在り方見直しに関連して、新たに設置する県立施設運営活性化懇談会の開催に要する経費として58万7,000円を計上しています。なお、この懇談会は、見直しの方針を各団体に説明した際に、団体側から自主事業として何ができるか分からぬといった声がありましたため、県として自主事業の企画をサポートするために設置をするものです。懇談会では、各団体の自律性向上計画の策定の支援、高付加価値サービス提供による収入増の方法論の助言などを頂くこととしています。委員の人選はこれからになりますが、学識経験者、経営者、施設管理に見識がある方を中心に5名程度を想定しています。補正予算の承認をいただけましたら、今年度の後半に各団体当たり2回の開催を予定しています。

なお、公社等外郭団体の在り方見直しについては、この後の報告事項で詳細を説明します。

行政管理課からの説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎西森（雅）委員 短時間勤務職員の採用枠を新たに設けるということなんですか、給与体系はどんな形になっているんでしょうか。

◎別府行政管理課長 この職員は無給の休暇が週に10時間取れるようになっていますけれども、それ以外の勤務条件につきましては通常の職員と同じ内容となっていますので、給与体系も同じ給料表を使います。

◎西森（雅）委員 株式会社ワーク・ライフバランスとの協定を結んで、時間外勤務手当を割増し100分の125から100分の150とかに引き上げるとのことなんですが、これは株式会社ワーク・ライフバランスとの話の中で、引き上げたほうが意識も変わって時間外が減るという判断の下でこういうことになっているのか。

◎別府行政管理課長 さようございます。ワーク・ライフバランス社は働き方改革に関する様々な取組をしていまして、4つほど宣言をしています。今回、本県も賛同して4宣言をしたんですけども、その中に一つ全国初の取組として、時間外勤務手当の割増し賃金率を1.5倍にする。そうした中で使用者側にも一定の負担と、実際に勤務される方にとっても時間外勤務が特別なものであることを意識づけするというところを、同社のアドバイスも頂いて、しているところです。

◎西森（雅）委員 今までの実績もあったという理解でいいんでしょうか。

◎別府行政管理課長 国内での実績は把握はしていないんですけども、海外の事例でいきますと、ヨーロッパとかアメリカですと、150の割増率が一般的な形になっています。同社の助言によりますと、新たに雇用をするよりも既存職員を働かせたほうが事業者側の負担が少なく125の割増率、非常に低い金額に設定されているので、諸外国等も参考にしながら、150とすべきではないかと助言も頂いて取組をしているところです。

◎西森（雅）委員 短時間勤務職員の採用枠ですけれども、何人ぐらいの採用枠になるんでしょうか。

◎別府行政管理課長 初めての取組になりますので、なかなか人数設定が難しいところではあります。あと実際に採用試験を実施する人事委員会とも調整をする必要がありますが、今のところ5名から10名程度と考えています。

◎岡本委員 県立施設の運営活性化懇談会のことについて、詳細については後で説明があると言われましたけれども、それはそれで後で質疑をしたいと思います。まず関連するので1点お聞きしておきたいのが、土佐山内記念財団ですけれども、学芸部門は直営と、その他の部分が公募すると今議会でも説明があったところですが、来年度から、土佐山内記念財団については、自律性向上団体から抜けるのかについて確認をさせていただけますか。

◎別府行政管理課長 自律性向上団体につきましては、県の外郭団体で、なおかつ県立の施設を指定管理するものが自律性向上団体、あと施設そのものの利用者数が年間5万人を超える施設を管理することが条件になっていますので、来年度の公募を経て、引き続き財団が管理者となる場合には自律性向上団体に該当するものと考えています。

◎岡本委員 学芸部門は離れても、その他の部分で指定を受けた場合には、自律性向上団

体になるという判断でよろしいですね。

◎別府行政管理課長 さようでございます。

◎岡本委員 その上でお聞きしたいんですけども、今回、自律性向上団体が6団体になっています。先ほど委員の選任について、学識経験者とか経営者、施設管理に見識がある方、5名で2回と説明があったところですけれども、今回の目的を達成するために、5人で2回で十分だと。6団体それぞれ違うじゃないですか。動物園があり、高知城歴史博物館があり、美術館があり。実際そんなことが可能なのか。可能でないとは言えないと思いますけれど、本当に心配しているんですが、どのようなお考えですか。

◎別府行政管理課長 団体ごとに2回ずつ懇談会を開くように考えていまして、委員につきましては、先ほど委員からも御指摘がありましたとおり、動物園であるとか文化施設であるとか、それぞれ施設が持っている特徴も違いますので、そういったところも踏まえながら委員の選定をしていきたいと思っています。

◎岡本委員 それぞれ、動物園であれば委員が違うとか、美術館関係だったら委員が違う選定の仕方になるということでよろしいですか。

◎別府行政管理課長 そういったことも考えながら委員を選定したいと考えています。

◎岡本委員 2回の開催ができるというのが非常に私は疑問を持つんです。

細木議員の質問で部長が答弁されましたけれども、その内容についてお聞きしたいんですが、委員について、公平性を損なうことがないようにということで、部長は、それに配慮すると答弁されました。その公平さをどのように担保するのか。例えば、5人の委員の中に経営者とか施設管理に関する方を選ぶとかいったのがありますよね。指定管理を行うときに、業者が入っている危険性、県民から信頼を受けられるような人選になるのか、その辺りについて具体的にどう担保されるのか、部長にお聞きしたいです。

◎清水総務部長 本会議で答弁した際、具体的にどう不公平が生まれるのかは想像できませんでした。今、一例おっしゃっていただきましたけれども、そういうことがありますのであれば、そうならないようにしようと思います。おっしゃっているのは、有識者の方が自分のビジネスで有利になるように何かやるのではないかという御趣旨だと思うんですけど、それはそうならないように気をつけて運営をしていくことだと思います。

◎岡本委員 今回、自主事業をどのように実施するかの検討をされるわけですけれども、自主事業をするには予算とか人員も伴います。それらについて指定管理料の中に入れていくとするお考えなのか。

◎別府行政管理課長 自主事業に関しては、歳入、歳出ともに基本的に指定管理の枠の外で考えています。一定、指定管理業務の中で携わっている職員が自主事業に手が空いているときに携わることはあろうかと思うんですけども、基本的に歳入、歳出ともに自主事業に関しては指定管理業務の外と考えています。

◎岡本委員 今度の懇談会の人たちは提案するだけだと。あとは勝手にやりなさいよという考え方なわけですね。

◎別府行政管理課長 懇談会では、自主事業としてできる事業はどういったものがあるか助言することを考えていますけれども、最終的にそれを実際採用して、そのままやるのか、一部助言を踏まえて事業を組むのか、最終的には団体の判断になろうかと思っています。

◎久保委員 時間外勤務手当の割増しの件です。こういう取組こそ、私は野心的な取組だと思います。知事も本会議場でも、ここに書いていますように社会実験と言われて、令和8年度限定のことなんですねけれども、令和8年度だけでよろしいんでしょうか。

◎別府行政管理課長 令和8年度に限定するものは、時間外の割増率を150に上げる施策だけ1年限定で考えています。時間外縮減対策については、今年度も既にワーク・ライフバランス社と協定を結んで様々な取組をスタートしています。時間外縮減の取組自体は来年度以降もずっと続けていくと考えていますが、限定はあくまでもその割増率150の部分だけと考えています。

◎久保委員 そうしたときに、125分の150なので6分の5かな。それに対応する時間外が減るとなったら、今度は逆に分母、分子が変わるので、6分の5で83%で17%ぐらい時間外が減らないといけないでしようけれども、その結果、これが効果があるとなったときの判断です。例えば令和8年度だけにするのか、割増しを継続していくかの判断は多分、令和8年度末ぐらいに出てくるんじゃないかと思いますが、そのところはいかがでしょうか。

◎別府行政管理課長 100分の150に割増しをする条例を今回提案しているんですけれども、时限条例となっていまして、1年限りの条例になっています。なので、今の状態のままだと令和8年度末で元に戻る形になりますので、もし継続の必要があれば、改めて検証の上で条例を提案してお諮りすることになろうかと思っています。

◎久保委員 効果があるとなったときに、一定その継続、100分の150にすることをやってみて、その後、それに慣れるといつたら言葉が悪いですけれども、時間外勤務についても削減できることになつたら、何年かたってまた100分の125に返したとかいうようなことなんかは今のところ考えていられるのか、いやそこまでやってみないと分からないので考えていないとかはいかがでしょうか。

◎別府行政管理課長 正直なところ、そこまではまだ考えていない状況です。地方公務員の場合、時間外については労働基準法が適用され、100分の125以上を支給しなさいとなっていますので、現在は125にしていると。今回の取組は、時間外がスペシャルな部分であることを意識づけするために一旦上げるものですので、その後の対応については今回の取組の結果も検証して検討したいと考えています。

◎久保委員 令和8年度末ぐらいになって、効果があるとなれば、ひょっとしたらその時

限のものを1年延ばすなり、125へ戻すことによって効果があるかどうかも含めて、令和8年度末に判断をする理解でよろしいですね。

◎別府行政管理課長 さようでございます。

◎岡田（竜）委員 外郭団体の自律性向上に向けた有識者の懇談会のことをお聞きしたいです。自律性向上団体の中には、今度、公募に切り替わる団体が含まれているわけですが、私はまだ公募の公平性の部分がしっかりときていない部分がありまして、その点でお聞きしたいです。公募を打ち出した後にこういう懇談会をすると、公募を仕掛ける県が勉強会をするわけですよね。その他のこれから公募しようという方との差が出来上がってくるのが当然で、知事はこれまでに、現在、直指定になっている団体に関しては有利な配点をすればいいではないかと発言もあったと記憶しています。そこら辺、懇談会をすることが公平なのかという点、分かりやすく説明していただいても構いませんか。

◎別府行政管理課長 まず先ほどお話のあった、知事がおっしゃった有利な配点のところは、現在のサービスの継続性でありますとか専門性のところをより評価を高めるところで、公平性よりはどちらかというと現在のサービスをしっかりと維持するために考えているものです。もう一方、委員からお話のあった、懇談会を踏まえた上で公募をする際の公平性なんですが、確かに懇談会を受けて様々な助言を受けた形になりますので、現在の指定管理を受けている公社等外郭団体が有利になるのではないかという御指摘だと思います。この点に関しては、自主事業でどういったことをすればいいのかを懇談会へお話しする中で、その議論の内容を公表する形で公平性を保ちたいと思っています。

◎岡田（竜）委員 公募するのであれば、公平性の部分はしっかりと説明ができるような形でやっていただければと思います。

関連して、公社等外郭団体の在り方の見直しについて、こういう分類がされたと思うんですけども、もう一つ自律性向上団体とは別にガバナンス強化支援団体の分類もされたと思うんですが、そちらの動きがあれば教えていただきたです。

◎別府行政管理課長 ガバナンス強化支援団体が、6月の委員会の時点では5団体を指定していました。これらの団体については、県の財政支出割合が高いところと、規模が小さいもので独自でコンプライアンスの対応が難しいところを位置づけをしたんですけども、そういう団体には、現職の職員の派遣でありますとか、県が実施する研修への参加を考えていました。コンプライアンスに関する研修です。6月の時点で報告をした団体の中で人権啓発センターがあります。こちらのセンターは、その後、団体とも話をしていますと、どちらかというとそういう研修に職員を派遣する団体ですので、わざわざ県がやる研修に参加する必要がないのではないかと、人権啓発センターについては、ガバナンス強化支援団体の対象から外すことを考えています。また後ほどの報告事項でも説明したいと思っています。

◎中根委員 公社等の外郭団体を問いたいと思います。直指定の問題と、年度内に2回ずつ懇談会を行うのは、どんなふうに関連して出てきている話なのかを教えてください。

◎別府行政管理課長 2回の考え方なんですけれども、1回目は、各団体から、現在の施設の状況でありますとか、今やっている事業の内容をお話しいただこうと思っています。それを踏まえて、委員から、こういった自主事業が考えられるんじゃないかという御提案を頂く場、こちらが1回目と考えています。2回目については、1回目の助言を受けた上で団体でつくった計画をお示ししていただきて、それに対する委員からの助言を頂く場として、年度内に2回を実施する形で今のところ考えています。

◎中根委員 それは本来これまでの直指定であればなかったことですよね。それをなぜ今、年度途中で取り入れようとしているのか。そのところはどう関連づけていますか。

◎別府行政管理課長 御指摘のとおり、これまでそういった会はなかったんですけども、今回直指定の団体ではあるんですが、自律性向上団体と位置づけをして、収益を上げるような事業、自主事業にも取り組んでいただく話をこれまで団体にも話をしました。団体にそういった話をした中で、どのような形で稼げばいいのか分からぬとの御意見もあったので、県から少し助言をする場を設けたいということで設定をしました。

◎中根委員 今の計画では今年度内に施設ごとに2回ずつやるということで、来年度からはどう考えているんですか。

◎別府行政管理課長 今年度2回開催しまして立てる計画は令和8年度の計画になりますので、今年度中に令和8年度の計画を立てて取り組んでいただくことが今年度の取組です。来年度以降の支援の仕方については、今回やる懇談会等々も踏まえながら、これから検討したいと思っています。

◎中根委員 直指定から公募に切り替えることについては、この委員会の中では、しっかりと議論は初めてするわけですね。そんな中で、パブリックコメントもこの間取つて、多数の方たちが直指定そのものは守ってもらいたいとの意見が、パブリックコメントの意見を見る限り、たしか多かったと私は思うんです。各団体の皆さんも来年度の計画は今の時点では大体つくっていらっしゃる。継続していくそれぞれの園や館の運営そのものが闇の中ではなくて、既につくられている状況の中で、県が突然こういう見直しを出したり、稼ぐためにはどうするかを提案しますみたいな懇談会をすることは大変乱暴じゃないかなと思うんですが、その辺りはどうお考えですか。

◎別府行政管理課長 各団体が来年度の計画を立てているのではないかという話なんですが、私が思うには、現在の指定管理でやっている業務については指定管理期間は来年も続くので、指定管理でお願いしている業務の部分なのかなと理解をしています。一方で、懇談会でお話を予定のものは、指定管理の業務の外で自主事業としていただく、これまでになかった事業について、団体から、どのようなやり方がというお話をもつたの

で設定をしたところです。繰り返しの説明になりますけれども、そういう考え方で設置することを考えています。

◎中根委員 全ての自律性向上団体がそれを望んでいると県は捉えたのですか。

◎別府行政管理課長 パブリックコメントの意見を受けた後に、パブリックコメントの意見に対する対応方法も含めて各団体に説明に伺いました。その中で懇談会に関する説明もしましたけれども、反対といった御意見は頂いてはいません。

◎清水総務部長 補足して申し上げたいんですけども、今回の私たちの見直しは、公社のためだけにやっているわけではなくて、県民のためにやっているつもりでいます。今回の自主事業をやっていただくことで、高付加価値のサービスを公社にも提供していただいと、それによって県民に良質なサービスを提供していただきたいという思いでやっていますので、公社だけを見て今回決めているわけではありません。

◎中根委員 それは当然のことだと思います。公社だけ見て運営しているわけではないことは、県のまづ本体の考え方として当然のことだと思います。ただ、本会議での質疑の中でも、高付加価値をつけてお金を払って、高付加価値の中身を享受したい方はどうぞ高いお金を払って見に来てくださいと。そのときの金額は上がることだってあるでしょうと、こういう答弁もありましたよね。私たちは文化の問題は、高付加価値をただつけて、お金を払える人だけに、公が文化を守っていく上で県民に享受する中身だとは思っていません。そのところは全く違うので、とにかく団体がこれまでやっていたこととは別の企画で、高付加価値をつけてもうけることができる対象としての企画を練りなさいという考え方を、今まだ年度途中で、直指定の年度途中であったり、それから直指定の期限が切れる直前であったり、そういう団体に、外の人たちがどんな方たちを人選するのか、それぞれの団体についてはあるでしょうけれども、大変乱暴なやり方だなと。それまで文化を県民のためにお返ししよう、享受しよう、公の責任としてやっていこうと頑張ってこられたそれぞれの団体のエキスパートの方たちに対して本当にリスペクトがないなど。その考え方そのものに大変な違和感を抱くんですが、それを県に向かって言ってもあれでしょうけれど。そういうことが多分、私はパブリックコメントの中に、その問題としてはないけれども、全体として包み込まれていったと思うんですが、その辺りはどうお考えでしょうか。

◎別府行政管理課長 県民サービスの部分で、より付加価値の高いサービスに対して高い利用料金をという話がありましたけれども、これまで低廉な価格で提供していた文化施設のサービスは、指定管理業務としてお願いする部分ですので、これまで同様の形で県民向けのサービスは続けていきたいと思っています。その部分は今までと変わらない部分でして、自主事業でやる部分は、それに加えて県民サービスのより高付加価値型を目指して行うものですので、それに見合った対価を利用料金で頂く形で考えています。

◎中根委員 これまで、価値を高めて、閲覧する金額ではなくて、県民に返そうと。お預

かりした財産をしつかり守って研究も深めていく考え方でそれぞれの団体、特に文化団体はされていたと思うんです。そのところに高付加価値という意味が、お金をもっと出して見に来てくださいねという部分をもっと増やす考え方が、何だか文化を国民が享受できる、お金のある人もない人も全てを享受できる、ある意味憲法にも基づいたような考え方を、根っから否定する形になるのではないかという大変な違和感があるんですが、そのところはどうでしょうか。

◎別府行政管理課長 繰り返しのお答えになるかもしれませんけれども、これまで県として県民サービスとして提供する文化を享受する部分については、これまでどおり指定管理の範囲内、基本部分はサービスも提供しますし、県としてもそれに必要な管理代行料は支払うように考えていますので、これまで県民に提供してきたサービスは変わらないと考えています。

◎中根委員 変わらないとすれば、どんな方を選ばれるのか、各団体5人から10人の間で、わざわざその団体の在り方を検討する懇談会をつくると。それが今年度は2回だけれども、来年度はどうされるっておっしゃいましたか。

◎別府行政管理課長 来年度につきましては、今年度の事業の内容も踏まえて改めて検討したいと思っています。

◎中根委員 何も外から呼ばなくとも、そういう声があったとおっしゃいましたけれども、そこはじっくり考えてもらって、指定管理を受けているところがしっかり考えてくださいという考え方はないですか。

◎別府行政管理課長 繰り返しになって恐縮ですけれども、今回の懇談会の設置に至った経過とつしましては、自主事業を考える中で、団体から、少しノウハウがないのでとお話もあって設置したものです。来年度以降については、先ほど委員からもお話ありましたけれども、様々な意見を聞きながら検討したいと思っています。

◎中根委員 私はもっと丁寧に特に文化の享受については県が考えるべきだと思っています。ですから今回のやり方、特に、年度内2回だけの懇談会の中身を指定管理団体に参考にしてもらうということなんでしょうけれども、受け取る側は、県から言われてしなければならないみたいになるのであれば、県民への文化の提供の在り方そのものも根幹がゆがんでくるんじゃないかなという、大変な危機感を持っていることをお伝えしておきたいと思います。

働き方改革の取組なんですけれども、多様な人材が活躍できるようにと時短制度を入れて5名から10名選びたいとのお話でしたけれど、女性の再就職も応援とあります。子育てしながらと話もありましたけれども、採用するときの要件。どんな採用試験をするのか。男性10人、女性10人が来られた、そんな中でどんな選考をすることによって選ばれていくのか、その辺りは何かお考えでしょうか。

◎別府行政管理課長 先ほどの説明の中で、女性の再就職にもとお話をしました。私が念頭に思ったのは、出産されてお子様が小さいうちは家庭にウエートを置かれていて、お子様が小学校に就学された際に一定時間にゆとりもできてきて再就職しようかなと、ただフルタイムは難しいかなという方々の就職にもつながることをイメージしていました。一方で、先ほど御質問いただいた採用の際の要件なんですけれども、試験に関しても特に要件は構えていません。年齢の要件は、59歳を上限とすることは設けようかなと思っていますけれども、試験においてこういう状況の方だから有利に採用されるとか、こういう方じゃないと受けられないとかといった要件は特に設けるようには考えていません。

◎中根委員 今や男性も育児のために休職をしたりとか、妻が働く時代ですので、その辺りは女性ばかりを念頭にみたいな考え方で県がされるのであれば、当たっている部分もあるけれども、全体の流れとしては引き気味な思いがしましたので、質問をしました。

男性育休100%ということで、知事も一生懸命やっています。育児休業はとても大事なことで、私は男性も100%を取るべきだと思っていますけれども、女性の場合も男性の場合も育児休業を取ると給料が減るんですよね。だからここまで減らないけれどもここからは減る。そういうときに本当にワークライフバランスでここまで取りたいんだって思う思いがかなえられない部分だってあるんじゃないかなと。その点については男性育休100%の考え方を、県はどんなふうに持っているのか、ここで分かれば教えていただきたい。

◎別府行政管理課長 現在、県で目標としている男性育休100%は、取るだけ育休の話もありますので、一定の期間を取っていただく必要があると思っています。現在の目標では1か月以上の取得者を100%と目標を掲げています。こちらの1か月は、先ほど委員からも御指摘あったとおり、この期間1か月までであれば、手取りベースで100%保障がされる制度が既にありますので、そういった期間はしっかり取っていただきたいことを現在の目標として掲げているところです。

◎中根委員 初めの一歩にすぎないかなと。これまでの2週間だけ取りましたとか1週間取りましたとかに比べれば、1か月取るのは大賛成です。母体もやっと落ち着いてくる頃ですから。ただ、子供のリズムは1か月ではとても定まりませんので、そうではなくて、ヨーロッパの国々のようにもっと男性も給与保障もされて育休もできる。女性も取りたいと思うけれども、ボーナスまでこれだけ減るとなると、保育園に行くか行かないかのところで、4月を起点にしたときに、11月生まれの子供だったら、1年たったときに4月がまだ遠いです。その間、育休を取りたいと思うけれども、全くの無給になってしまふので、保育園に11か月で入れられるように算段しようとか、皆さんいろんな苦労しながら子育てしています。その辺りを無給の時間を男性も女性ももう少し伸ばしていく。そんな育休制度の在り方も。

(「有休のね。」と言う者あり)

◎中根委員 有休を増やしていく100%育休みたいなものを目指そうみたいな話はないですか。

◎別府行政管理課長 給与を含めた収入の部分に関しては県独自でということがなかなか難しいです。ただ一方で男性、女性ともに子育てに携わる非常に貴重な時間でもありますし機会でもありますので、そういう点は大事だと思っています。今年度から県では、管理職と小学校3年生未満のお子さんをお持ちの職員と面談をするようにしていまして、日頃、親御さんのどちらがお子さんの面倒を見ているか。朝の通学であるとか送り迎えとかをどういう役割分担をしているかを職場でもしっかりと聞かせていただいた上で、必要に応じて個々に対して配慮する形としています。そういうことも含めて、より男性の育休、あと共働き・共育てがしっかりと普及していくように取り組んでいきたいと思っています。

◎中根委員 そういうところもしっかりと見ていかないと働き方改革の見直しにはならないし、子供を育てることに負担感ばかりが募るようなことにもなってはいけないと思っています。そこも含めた働き方改革の取組を今後も考えてもらいたいなと思います。要請します。

◎西森（雅）委員 懇談会の件ですけれど、先ほど来否定的な意見が出ているようですが、私は賛成です。団体もアドバイスを頂きたい思いを持っている中で、県として懇談会をつくって、その団体のためにやっていくことは非常に大事なことだと思います。先ほど岡田委員からの公平性がどう担保されるのかの質問に関しても、オープンにして開催していくとの発言もありましたし、そういう懇談会を持っていくのであれば、いかにその内容を充実させていくかが大事になってくると思います。メンバーの人選等はしっかりとやっていただきたいと思いますし、懇談会が開催されて、団体の皆さんができるだけ話を聞けてよかったですと思ってもらえるような内容の懇談会を、ぜひ開催していただきたいということを要請をしたいと思いますけれど、何かありましたら。

◎別府行政管理課長 繰り返しになりますが、懇談会の人選はこれからになりますけれども、先ほど頂きました委員の意見も踏まえてしっかりとていきたいと考えています。

◎田中委員長 働き方改革の取組について1点だけお願いをしたいと思います。先ほど来、御説明があるように、ポイント2にありますように、来年度の4月から新たな枠を設けてということだと思います。そういう中で、これまで委員会でもお話をしたかもしれませんけれど、新たな雇用の枠ができるということで、その業務に合ったような形で、会計年度任用職員のフルタイムまたはパートタイムもあるわけですから、そういうところを県庁全体でしっかりと精査をした上で新たな枠を設けていただき、短時間で働ける雇用の場を設けていただきたいと要請したいと思います。

質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

昼食のため、ここで休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

(昼食のため休憩 11時48分～13時10分)

◎田中委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

〈税務課〉

◎田中委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎後藤税務課長 税務課から提出しています条例議案1件につきまして説明します。

資料の1ページを御覧ください。高知県税条例の一部を改正する条例議案です。今回の改正は狩猟税に関する部分ですが、条例の附則の中で鳥獣保護管理法の条文番号を引用している箇所があります。このたび、法律の一部改正があり、引用している箇所の項の番号にそれが生じましたことから、この部分の改正をお願いするものです。

具体的な改正箇所は、資料の4ページ、新旧対照表のとおりですが、条例の内容そのものにつきましては変更ありません。施行は公布の日からとしています。

税務課からの説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、税務課を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎田中委員長 続いて、総務部から、6件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることにします。

〈財政課〉

◎田中委員長 まず、「今後の財政収支の見通しについて」及び「令和6年度決算に基づく健全化判断比率等について」財政課の説明を求めます。

◎星財政課長 財政課からは今後の財政収支の見通しと令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率等の状況、2点について御報告します。

資料の2ページを御覧ください。まず今後の財政収支の見通しについて説明します。収支の見通しについては、財政運営では中期的な展望のもと財政規律を維持しつつ、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることが重要との観点から、毎年中期的な財政収支の見通しを作成し、9月議会で報告しているところです。本年度も本県の決算状況や国の経済財政に関する試算なども踏まえまして、令和13年度までの財政収支の見通しを作成しました。

下段の中長期推計のポイントの1を御覧ください。財政調整的基金につきましては、上段の左側グラフにありますように、今後想定される大規模事業等を踏まえても、財政調整的基金残高について一定額が確保され、安定的な財政運営に一定の見通しを立てることができたものと考えています。一方で昨年度の試算のタイミングからは、金利の上昇が見込まれていて、これが同時点での基金残高と比較すると減少していることに寄与しています。

関連してポイント2点目としまして、実質的な交付税である臨時財政対策債を除く県債残高につきましては、上段右側のグラフにありますように、国の国土強靭化実施中期計画の活用等により、令和12年度にかけて増加しているところですが、金利水準を踏まえましても、地方交付税措置率の高い国の国土強靭化実施中期計画分等を除きまして、中期的には近年の水準で維持することが必要となってまいります。

ポイントの3にありますが、本県は歳入に占める地方交付税などの割合が高いことから財政運営が国の動向に大きく左右されます。したがいまして、今後も国の動向をしっかりと注視し、引き続き国に対して積極的な提案を行いつつ、施策の有効性や効率性を一層高めるため、交付税措置率の高い県債の優先活用、また事務事業の見直し、デジタル化の推進の徹底など、気を緩めることなく安定的な財政運営に努めていく必要があると考えているところです。

資料の3ページ以降につきましては、試算の前提条件など今回の概要の資料をおつけしているところでして、説明については省略します。

以上で、今後の財政収支の見通しの説明を終わります。

次に、健全化判断比率等につきまして説明します。

資料8ページを御覧ください。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率、具体的には実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率と資金不足比率の状況につきまして報告します。令和6年度決算に基づきまして、各指標を算定した結果、上の表にありますとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回る結果となっています。

①の実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率ですが、一般会計等が36億円余りの黒字となつたことから該当がないところです。

②の連結実質赤字比率につきましても、一般会計等の黒字に加えまして、公営企業会計が111億円余りの資金剰余がありましたため、こちらも該当なしとなっています。

③の実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める割合を示す比率です。令和6年度につきましては12.3%となっていまして、準元利償還金、こちらには今後の満期一括の地方債の償還に備

えた基金の積立て等が入っていますが、こちらの増加などから前年度から0.6ポイント増加をしているところです。

次に9ページを御覧ください。④将来負担比率です。こちらは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示すものです。令和6年度につきましては178.4%と、前年度から1.1ポイント増加をしているところでして、これについては地方債のうち交付税に算入される額などが減少したことによるものです。

次に、その下の資金不足比率については、資金不足を生じた公営企業がなかったことから、該当がないようになっています。

以上で、財政課の報告を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎久保委員 2ページ右側の緑色の①のグラフですけれども、実施中期計画は令和12年度までですが、当然のことながら令和13年度以降も実施中期計画は続いていきます。続いていかないと困りますので、この線が上を向いていくようになるのではないかと思いますので、そのことを踏まえた上で、予算等についてよろしくお願いします。

◎星財政課長 実施中期計画の先はまだ示されていないんですけれども、そういった防災・減災対策を進めていく必要があるとおっしゃっていただいたものと理解しています。我々としましては、防災・減災対策を進めていく上でも、実施中期計画に沿った財政措置について、より使いやすいような財政措置の在り方になっていくように政策提言も行ってきているところですし、そういったものを活用しつつも、一方で金利水準によって高くなっていますので、将来的に公債費が高くなっていくことによって県財政の余力を狭めてしまう結果にもなってしまいますので、そのバランスをしっかりとと考えながら財政運営を行っていきたいと考えています。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、財政課を終わります。

〈行政管理課〉

◎田中委員長 次に、「令和6年度内部統制の評価について」行政管理課の説明を求めます。

◎別府行政管理課長 今議会に提出しています令和6年度内部統制の評価結果について報告をします。資料1枚目は、制度の概要、評価の手順、評価結果をまとめたものです。

まず1の概要です。内部統制は平成29年の地方自治法の一部改正に伴い、令和2年度から導入が義務づけられた制度です。事務執行上のリスクを識別評価し、事前に対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保し、不備の防止と事後処理に要する事務の削減や事務の効率化を図り、政策的な課題に重点的に資源を投入することで、信頼される行政サービスの提供につなげようとするものです。本県では令和2年3月に基本方針を策定し、法で定められている（1）財務に関する事務に加えまして、（2）個人情報保護に関する事務、

(3) コンプライアンスに関する事務を対象としまして、令和2年4月から運用しています。また本制度では、毎年度、全庁的な運用状況等を評価した評価報告書を作成し、監査委員の意見を付して議会に提出する仕組みとなっています。

次に、資料の右上2内部統制の取組です。各所属において全庁で取り組む自己評価項目に加えて、過去の監査の指摘事項などを参考に事前に事務執行上のリスクを設定し、それぞれの対応策を整備して、不備が生じないように取り組んでいます。その上で9月末に中間、3月末に最終の自己評価を実施し、見つかった不備等については運用を見直すなどP D C Aサイクルを回しながら取り組んでいます。

資料の中ほど、3内部統制の評価は評価の仕組みを示したものです。ア各所属における自己評価、制度所管課によるイの県全体の評価を経て、ウ内部統制の有効性の有無を判定しています。

最後に、下段の左側、令和6年度の評価結果について、不備は財務で373件、個人情報保護で46件、コンプライアンスで2件発生しており、このうち財務の1件が重大な不備に該当し、その内容は右側に記載をしています。意図的に行われた不適切な事務として、建物共済事業のうち年度途中に加入した物件の共済基金分担金を私費で支払ったこと。当該分担金の請求書を紛失したこと。支払いに生じた過払いに対する返納金について決裁を受けず納入通知書などを作成し、相手方に発出したものです。この事案への再発防止策として、物件の支払いに関するルールの徹底と、整理簿による複数人での確認などの措置を講じています。

またその下に、過年度に発生した重大な不備について記載をしています。これは令和6年3月に改正された国のガイドラインにおきまして、過年度に発生した重大な不備についても報告の対象とされたことから、当年度に把握した過年度における重大な不備についてその内容を記載しています。具体的には県外への部活動の生徒引率に係る自己手配の旅行において、虚偽の報告を行い旅費を不正に受給したものです。令和元年度から令和4年度にかけて発生した事案ですが、令和6年3月に当該職員の処分が決定されたことで、事案発生年度の評価において報告ができなかったものです。この事案については、再発防止策として旅費制度の再周知や領収書の提出の徹底と確認などの措置を講じています。

右側の評価報告書は、重大な不備が発生した財務に関する事務については、内部統制は有効に運用されていないとし、8月に監査委員へ提出し、審査を行っていただきまして、右側の監査意見のとおり、評価手順及び評価結果に係る報告書の記載は相当であるとの意見が付されています。その上でこの意見を付した評価報告書を今議会に提出するものです。

最後に資料の一番下です。今回の評価を踏まえまして、こうした不備の再発を防ぎ、内部統制を有効に機能させるため、不備等の情報の共有や法令にのっとった会計事務、個人情報取扱事務等を行うよう注意喚起を図りながら、適正な事務の執行に努めてまいります。

資料2枚目に監査委員に提出した内部統制評価報告書、3枚目に監査委員による内部統制評価報告書の審査結果を参考に添付しています。

報告は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

次に「公社等外郭団体の在り方見直しに関する県政運営指針の一部改定案について」行政管理課の説明を求めます。

◎別府行政管理課長 公社等外郭団体の在り方見直しに関する県政運営指針の一部改定案について説明します。

資料4ページです。まず今回の見直しに関する経過を説明します。今回の見直しについては6月議会の総務委員会で報告し、その後7月11日から8月9日にかけて見直しの内容を盛り込んだ県政運営指針の一部改定案について、パブリックコメントを実施しました。既に報道もされていますが、パブリックコメントでは301者から延べ794件の御意見が寄せられています。なお、寄せられた意見の詳細は後ほど説明します。

また、パブリックコメントの実施と並行して、自律性向上団体とする団体に対して個別に説明協議を行ってまいりました。各団体からの御意見やパブリックコメントにおいて特に多かった御意見は2点です。1点目は、いわゆる直指定から公募への切替えにより職員の雇用不安が生じ、専門性継続性が失われるのではないかということ。もう1点が、文化施設に収益性を求めるることは不適当であり、それにより文化行政が後退するのではないかというものです、これらの意見も踏まえまして、改めて対応方針を明確化しています。

次に1見直しの考え方です。パブリックコメントでは情報が少なくて判断できないといった御意見や、見直しの内容を誤解されて意見を述べられている方がいらっしゃったことから、改めて考え方を記載しているものです。見直しの背景としては、人口減少の克服に向けて、県民所得の向上を目指す民間事業者の取組を先導するためにも、県立文化施設等においても、より高付加価値のサービスを提供し、職員の所得向上を図る体制を構築する必要があると考えたものです。しかしながら、現状にありますとおり、県立文化施設等の管理者として、県からいわゆる直指定がされている財団等の運営には職員給与の上限や剩余金の納付等、県から厳しい制約が課せられており、財団等の自主的な判断で職員の処遇改善を行う自由度が低くなっています。このため、財団等の運営努力で増収となった場合でも、自らの判断で職員の処遇改善を図ることができないことや、自主事業の展開で増収を図るインセンティブが働かない仕組みといった点が課題と認識しています。これは財団等が公募を経ずに、県立施設の運営権を付与されてきたことにより課せられている制約となっています。これらを踏まえた改善案として、財団等の施設管理運営による収入の使途

への制約や、剰余金の納付義務を撤廃したいと考えています。これにより、財団等は可処分利益の増加の機会を獲得することとなりますので、これとセットで指定管理者選定のプロセスの原則に戻り、公募にすることで管理者としての妥当性を客観的に担保したいと考えています。これまでの説明が十分でなかった点もありまして、給与の改善は全て自主事業の収益で賄うのかであるとか、指定管理代行料の削減が行われるなどといった誤解が生じたことで、文化施設に収益性を求めるることは不適当。それにより文化行政が後退するのではないかといった御意見があつたものと考えています。米印の部分にありますが、指定管理業務の基本部分については、引き続き県の管理代行料で措置をします。また、人事委員会勧告等に準じた職員の給与引上げに必要な財源についても代行料で措置をします。今回の見直しは、これを上回るさらなる処遇改善の財源として、自主事業の増収分を充てることができるようにするものです。したがいまして、県民や利用者の皆様に低廉な負担で良質な文化に親しんでいただく機会を保障すること。そういう施設本来の役割を損ねることはありません。

次に2見直しの概要を御覧ください。6月議会から変更した箇所を赤字で表記しています。まず右側の改革の概要について、米印のある直指定の施設は公募への切替えの部分について、改めて方針を示しています。これは高知城歴史博物館について今年度末で現在の指定管理期間が終了することから、団体と継続的に協議を行ってきた結果、公募とする業務の範囲を絞り込むこととしたものです。具体的には、山内家から宝物資料が寄贈された際の経緯を踏まえまして、宝物資料の管理等に係る業務を除いた形で、指定管理者を公募する方針としまして、今議会に関連の条例議案を提出しています。条例議案の内容につきましては、危機管理文化厚生委員会で、文化生活部から詳細を説明することとしています。

次に3専門性・継続性を担保するための対応を御覧ください。こちらについては直指定から公募への切替えにより、職員の雇用不安が生じ専門性・継続性が失われるのではないかとの御意見を踏まえ対応方針を明確化したものです。具体的には、公募の結果、指定管理者が別の事業者になった場合も現在の指定管理者の職員のうち、希望する者の雇用の継続を公募要領等で条件づけするなど、各施設等の実情に応じて必要な対策を取ってまいります。

以上6月にお示しした内容から変更した点については、各団体からの御意見を県として真摯に受け止め、当事者の理解が得られる方向性を模索し対応したものです。

最後に4今後の進め方を御覧ください。後ほど説明します県政運営指針の一部改定案を含めて、今議会で最終報告をします。県立施設運営活性化懇談会については、先ほど議案説明で御説明した内容で各団体を支援してまいります。また、これらの内容は、9月に各団体にも説明をしています。

次に、パブリックコメントで頂いた意見について説明をします。5ページ、1実施概要

と2全体を通しての県の考え方は、先ほどの内容と重複しますので、説明は省略します。

続きまして6ページをお願いします。こちらは多かった意見を取りまとめ、考え方を記載したものになります。なお、件数等の詳細は最終の精査中のものとなっています。(1)(2)は、これまでの説明と重複しますので説明は省略します。

(3)です。関係団体等との意見交換の機会を設けるべきとの御意見94件に関しましては、5月中旬以降、各団体に対して複数回にわたる説明や御意見を伺うとともに、パブリックコメントをまとめた、この資料で9月に改めて説明を行いました。また、団体に対しては、当資料を職員の皆様に配付をして、説明していただくようお願いをしたところです。また、説明の過程で頂いた御意見については、県として真摯に受け止め、継続雇用の方向性など必要な措置を講じた上で改めて各団体にお示しをしたところです。

(4)制度の詳細を提示すべきとの御意見54件に関しましては、今議会後にこの資料を県のホームページでお示しすることとしています。

(5)県の直営体制を検討すべきとの御意見14件に関しましては、今回の見直し対象となっている施設は、県民サービスの向上などを図る指定管理者制度の目的に沿う施設であることから、当制度を活用した上で職員の待遇改善や県民サービスの向上を目指すこととしたものです。

(6)県が代行料の削減など、財政負担の解消を目的としたものではないかとの御意見13件に関しましては、先ほども御説明したとおり、必要な財源はこれまでどおり県の管理代行料で措置をしまして、現在のサービス内容は維持します。

(7)公募の際の審査方法に関する御意見10件に関しましては、公募による選定の際は従来、外部有識者を含む審査会により価格の多寡のみではなく、専門性や公共性の観点から審査を行ってまいります。

頂いた意見と県の考え方の説明は以上となります。

以上を踏まえまして、県政運営指針の一部改定案を御説明いたします。資料8ページです。こちら県政運営指針の新と旧を対比したもので、左側に新、右側に旧のものを表示しています。

ポイント2について、ガバナンス強化支援団体に関して、県の現役職員の派遣による支援も行うことになるため、県の人的関与の縮小の箇所を削除しています。

ポイント3は、今回の一部改定の趣旨を記載したものになります。

資料9ページを御覧ください。こちらに記載していますのは全て新たに追加する項目となります。取組①の自律性向上団体は、今回御説明した内容を記載したものです。

ページの右側のガバナンス強化支援団体につきましては、6月議会の総務委員会で御説明した内容から資料の一部、一番下の米印の部分を見直しています。記載にあります公益財団法人高知県人権啓発センターにつきまして、6月議会の報告の際にはガバナンス強化

支援団体の要件を満たすことから対象としていましたが、同財団はハラスメント等の研修を主たる事業としている団体ですので、県がガバナンス強化のための支援を行う必要がないと考え対象から外す扱いとしています。

以上が今回の在り方見直しに関する説明となります。9月議会での関係の予算議案、条例議案の承認が頂けましたら、方針に基づく取組を進めていきたいと考えています。

行政管理課からの説明は以上となります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡田（竜）委員 公社等外郭団体の在り方の見直しについてですけれども、6月の定例会で御説明を最初に頂いて、それから本会議でも、いろんな議論の過程で指摘があったと思っています。先ほど御説明の中でも誤解を招くケースがあったあるとか説明が十分でなかったとの御発言もありましたが、これから懇談会の立ち上げがあって、その後、自律性向上計画の策定、公募の要領の議論にも入ると思うんです。今後において、ある意味、くぎを刺す意味ですけれども、しっかりと皆さんに公開しながら、慎重かつ丁寧に進めていっていただきたいということを求めておきたいと思っています。

そこで委員長にお聞きしたいんですけれども、今後の公社等外郭団体の在り方の見直しについて、公開しながら慎重かつ丁寧に議論することを要請することを、委員会の総意として求めることができると考えているんですけれども、いかがでしょうか。

◎田中委員長 もう一回おっしゃってください。

◎岡田（竜）委員 私からここで要請させていただきたいんですけれども、この公社等外郭団体の在り方の見直しについては、今後慎重かつ丁寧に進めてください、公開しながらしっかりと議論を進めてくださいと言いたいんですけれども、私1人の意見ではなく、そのとおりだと言っていただければ委員会として要請する形が取れれば非常にありがたいんですが、いかがでしょうか。

◎田中委員長 それぞれ御意見もあると思うんですよ。今、岡田委員がおっしゃっているのは委員会の総意として言ってくれという意味ですよね。それぞれ立場があると思うので、1回ここは受けたということにしましょう。これからまたいろんな御意見が出てくると思いますので、よろしいですか。

◎久保委員 それに関連して、結構詳細に入っていくと思うんですよ。例えば公募要領をどうするだとかにも関わってくると思うんで、委員長がおっしゃったように、ここで総意でいきましょうということにはなかなかならないと思います。私も今、委員長が言われた裁きが正解ではないかなと思います。

◎岡本委員 私たちは入り口の問題で、拙速過ぎるという判断をしています。パブリックコメントを実施して、何と72%の人たちが否定的な発言をしています。それに対して県としての考え方とか、県としての対応をされていると説明がありましたけれども、この72%

の否定的な人に対して説明を行った中で、理解をどれぐらい得られているわけですか。いろんな方策を出しながら、説得をされ県の考え方も示しながら進めようとしているんですけども、その辺りあまりにも団体に説明がなくて、やり始めたときから批判を受けています。その後でパブリックコメントを受けて、いろいろ説明をした。その説明した後に組織としてはどう理解されているのか。

◎別府行政管理課長 最終的に団体に説明をしたのは9月に入ってからになります。先ほど御説明したパブリックコメント等で頂いた御意見を踏まえて、6月以降に我々が取った措置、またその考え方についてお話をしました。先ほどもお話をしましたけれども、我々から団体に対して説明不足だった、言葉足らずだったところもありましたので、例えば代行料が減額になるんじゃないとか、今後のいわゆる人事委員会勧告も含めた職員の待遇改善について自主事業で稼ぐんじゃないかというの、誤解も招いたところがあったので、その点はしっかり説明をしました。あわせて先ほども申しましたけれども、本日の資料に添付していますパブリックコメントで頂いた御意見について、この資料をもって職員にも御説明していただくようにお話をしています。午前中にも少し御説明しましたけれども、懇談会による助言も含めて、団体に説明しまして、理解を頂いたという認識です。

◎岡本委員 そういう認識は県は持っているでしょうけれども、実際に現場がどうなのかです。この間うちの議員が質問させていただいて、それぞれ自由民主党の会派も、県民の会とか、一燈立志の会の方たちも問題の指摘をしました。こんな問題があるんだという。だから問題がかなりある中で、どんどん条例が提案されて、それをどうするかということとか、今度の懇談会の問題でも、予算をつけようとして進めようとしている。現場の声をあまりにも聞いてなさ過ぎるんですよ。拙速過ぎる。知事の政治姿勢の中に共感と前進があるじゃないですか。共感を本当に得ているのか非常に疑問を持っています。その辺りが私たち一県民の代表として非常に不信感を持っています。どれだけパブリックコメントをやった後で、皆さんから言えば共感を得られたのかが問題だと思うんです。そのことをどれだけやられているのか、納得されているのかは数字で出せないわけですよね。だから問題だと思っています。

◎別府行政管理課長 パブリックコメントでは72%という数字が私の手元にはないんですけども、たくさんの御意見を頂いています。確かに否定的な御意見もたくさん頂いているのは事実です。その上で、一つは我々の説明不足があった関係で少し誤解をされた意見は確かにありました。加えまして、パブリックコメントの意見を受けた上で、県として責任を持って改善すべき点は、今回の見直しで提示した内容と考えています。今後、パブリックコメントに対する御意見をまとめてホームページで公表はするんですが、どれぐらいの方々が納得されたかをこちらで把握できる手法がないんですけども、頂いた御意見については真摯に対応し、今回の見直しに反映したと考えています。

◎岡本委員 パブリックコメントの総数が794件。答えに出されている件数が574件でした。それで72%と出しました。やはりもっと現場の声をしっかりと聞いた上で、岡田委員の言い方ですけれど丁寧な形で問題解決しながら進めることができ、本当に大事だと思いますので、そのことは申し上げておきたいと思います。

◎中根委員 私は、6月の最初の御報告があったときに、研究者と文化との関係、それから公と民間との関係、いろいろなことをもっと整理をして、きちんとした土台をつくって議論をした上で、こういう提案をするのだったら分かるんだけれども、あまりにも拙速だという思いがあって発言をしたように思います。指定管理をどうするかの話が受けている団体とかから出てきたのではなくて、知事からぼつと出てきたと。そのことにみんなが面食らって、一体どういうことですかと発言をしている間は、知事部局と当該団体では説明がなかったと思うんです。その間の皆さん的一体何が起こっているんだろうという戸惑いはものすごく、パブリックコメントなんかにもこんな短時間にたくさん意見が出てきたと理解していますが、手順の在り方としてはどうお考えですか。

◎別府行政管理課長 今回の見直しに関しては既に議会等々でもお話ししていますけれども、昨年2月から議論が開始したものとなっています。まずは内部的にどういった手法があるのか、指定管理以外の方法も少し検討させていただいた上で、最終的には民間の創意工夫を生かすためにも、現在の指定管理の方法の枠の中で、いかに改善をするかを検討しました。午前中の説明でもお話をしましたけれども、指定管理業務そのものは変更しない上で、今の指定管理の枠組みの中でいかに自由度を図っていくかの議論の中で、剰余金等々の精算を免除するありますとか、給与などのいわゆる制限の撤廃をする中で、公募という手法を技術的に取り入れて、見直しを図ろうとしたものです。手法は様々1年以上かけて検討してきたですし、指定管理業務でやってきた基本部分は見直すものではないところで、しっかりと進めてきたところです。

◎中根委員 指定管理そのものが変わらないという考え方が現場とは全く違うと思うんです。指定管理にもいろいろあって、公募なのか、直指定なのかではまるっきりその身分も違うし、保障されている中身も変わってくるし、それこそ自分たちが企画をして稼ぎなさいという中身が公募指定の中でどんどん入ってくる。そんなことになると、給与の問題でこの問題が発生したみたいな話も、どこかで知事はおっしゃいましたけれど、そんなことはかけ離れた在り方そのものががらりと変わる提案を最初にされた。それで声が上がって、身分的にはどうなるんだと声が上がってくるにしたがって、今度は9月に入ってから、いやいや身分は変えません。直近の土佐山内記念財団の高知城歴史博物館の問題では身分は変えません。管理部門と分けるだけです。管理と研究とが一緒になってあったものを、何で机上の論理の形で分けることができるのか。そういう都合のいいような分け方をしたのでは現場は大混乱だと思うんです。それと公社等外郭団体の在り方見直しの中での予算、

今回の御意見を取つてつけていく。何か稼ぐためになればあっていいのという気持ちが大変して、もっと丁寧にそれぞれの指定管理をされている団体の皆さんとの声をきっちり聞く、そういう余裕は県にないのか、その辺りはどうですか。

◎別府行政管理課長 団体の声でありますとか職員の声であろうかと思いますけれども、我々は団体の役員の皆様とお話をしています。職員の声を直接聞いたかというと、直接私は職員とお話をはしていません。職員も含めた団体の代表である役員の方と少しお話をして進めています。土佐山内記念財団に関しましては、先ほどお話もありましたけれども、今年度いっぱい指定管理の期間が終了するところで具体的に要件の定義を団体ともしてきました。その中で宝物の寄贈に関する部分で、山内家との少し約束事があったところで、そこは指定管理業務として出すのはなかなか適切ではない判断で、直接委託をする方針で今回議会にお諮りしています。あわせて先ほど身分的なところが御心配とのお話を伺いました。当人様はそういうところを受け止めはあられるとは思うんですけども、現在の指定管理のやり方でも、直指定であろうが公募であろうが指定管理期間は3年ないし5年と期間が決まっています。なので身分保障は、現在のいわゆる指定管理の期間までしか、言わば契約上はありませんので、その先の指定管理がどうなるかは、その都度の契約になろうかと思っています。

◎西森（雅）委員 この在り方の見直しの中に、3で専門性・継続性を担保するための対応があります。確認なんですが、現在の指定管理者の職員のうち、希望する者が現状を下回らない処遇で継続雇用されるよう公募要領で条件づけ等とあるんですけども、具体的な例でいくと、今まさに雇用されている専門性を持った方がいます。万が一、指定管理者が変更になりました。変更になったときに、今いる専門性のある職員が新たな指定管理者に移って雇用してくださいよということを公募で条件づける考え方でよろしいでしょうか。

◎別府行政管理課長 さようございます。

◎西森（雅）委員 そうすると専門性・継続性となっていますけれども、この専門性・継続性の考え方が、どこまでを専門性・継続性を持っている職員の位置づけにするのか、その辺りの基準は何か考えているのか。

◎別府行政管理課長 現在の指定管理を受けている財団の職員は、雇用契約は財団と結んでいることになりますので、全てを県でこうしなさいとするのは難しいと思っています。雇用の条件を条件づけする等というところがあるんですけども、こちらは財団とも話をした上で、どこまでの範囲か、当然その学芸員だけの場合もありますし、受付等々の事務の方も含めてもあろうかと思います。それは各財団と個別に協議をして、今後公募の際に定めていきたいと思っています。

◎西森（雅）委員 そうすると、極端なことを言えば、いろんなところでもあったりするんですけども、例えば警備業なんかです。契約者が変わると会社自体は変わるわけです

けれども、その職員なんかはそのまま横滑りでずっと雇用されているみたいな部分があるわけです。極端なことを言えば、指定管理者が変わりましたと。全くもってほぼ全員が、それは代表者だとかその辺りは当然変わるんでしょうけれども、契約によっては現場で働いている人がそのまま移ることも考えられることでよろしいんでしょうか。

◎別府行政管理課長 可能性としてはあると思っています。

◎久保委員 関連して、私もいろいろ相談事を受けます。こここの専門性・継続性で、専門性のところです。まさに西森委員がおっしゃった学芸員なんか専門性ですよね。ただ例えば契約社員なんかも結構ああいう財団ではおいでになるじゃないですか。ただ、その方なんかもずっと携わられていますので、契約社員とはいえ、専門的な知識を持たれているだとか、そこまで知識を持たれていないくとも、さっき課長もおっしゃった例えば受付の方とか、プロパーの事務の方とか、専門性を持っていないけれどもプロパーの事務の方とか、そういう方々の継続雇用は、さっき課長が個々の財団と話しながらとおっしゃっていましたけれど、もう少し詳しく説明をお願いします。

◎別府行政管理課長 学芸員以外の、いわゆるプロパーの事務の方ですとか、あと雇用期間の定めのある非正規の職員も含めて、この条件の中で継続雇用を定めるかを協議したいと思っています。

◎中根委員 指定管理の在り方を変更するような場合に、物すごくタイトな、来年の4月に、高知城歴史博物館は改定になるわけですね。県によっては、こうした指定管理の在り方で変更がある場合には、3つの議会を経る手前で提案をされていろんな協議をするみたいな約束事がある県があると、そんなことも本会議で質疑をしたと思うんですけども、あまりにタイトな12月目前、その次は2月議会です。時間がなさ過ぎるんじゃないかなっていう危惧は、県は全くお持ちですか。私はタイト過ぎると思っているんですけど。

◎別府行政管理課長 今回の見直しに関しては、まず6月議会で内容を報告して、その上でパブリックコメント、また改めて各団体の意見を聞いて、見直すべきところは見直してきたと考えています。高知城歴史博物館に関しては今年度が指定管理の公募年度なんですけれども、公募の期間をしっかりと確保した上で、公募を進める形でこのスケジュールで進めていきたいと思っています。

◎畠中委員 1年半ぐらい前から管理施設の職員の待遇改善等について、県も進めていっていただいたとは思うんですが、そういった中、研究員等、先ほど課長も説明ありましたけれど、皆さんに説明が足りなかった部分があったとのことなんですねけれども、やはりそういうことで今、勤めていただいている方たちが不満に思って、離職があるのではないか。離職したいという方も出てきています。やはり今後、そういう方たちのケアを、しっかりとしていただくために役員の方だけではなくて、時間をしっかりと取っていただいて、職員の

話も吸い上げていただくようにしないと。人は財産ですので、すばらしい研究員が高知県に残っていただきて、今後も勤めていただけるように、そこはしっかりと寄り添って、こういうことを進めていただきたいと思います。何かあればお願ひします。

◎別府行政管理課長 資料にも記載していますけれども、専門性・継続性のところは、やはり専門的な知識のある職員があつてこそだと思います。なので、今回もこうした形で継続雇用のところをしっかりとさせていただきましたし、今後もそういった点は意を用いて検討してまいりたいと思います。

◎加藤委員 山内家の資料は、今回指定業務から外して公募することですけれども、ほかの施設についても、業務の内容を別立てにして公募をするとかといった検討は行われたでしょうか。今後もそういう事情が出てくる可能性があるかどうか少し教えていただけますか。

◎別府行政管理課長 現状では、山内家との宝物の寄贈といったような特別な経緯があつた団体は、ほかの団体では確認ができていない状態です。なお、来年以降、公募の候補となります牧野植物園等々につきましては、それぞれの指定管理の業務をどうしていくかは、公募に向けて団体とも話をていきたいと考えています。今のところ、山内家のような事情は見受けられませんので、現時点では山内家のような対応をすることは考えてはいません。

◎加藤委員 そこら辺りの状況もしっかりと踏まえて、今後の対応もしていっていただきたいなと思います。議論を聞いていますと、6月の定例会にこの御報告があつて、今回9月のこの定例会で改めて結果の報告を頂いているわけですけれども、その間にパブリックコメントとか団体の方といろいろ意見を聞く中で、変更点が幾つか出てきている状況ですので、非常に丁寧に御意見を聞いていただいた結果、反映をして変更したということなんですが、できれば想定されることであれば事前にこうした変更点も踏まえて提案ができたらなおよかったです。今後そういう事前の調整をしっかりとしていただきて、再度ほかの指定管理にも臨んでいただきたいなと思っていますが、そこら辺りはいかがですか。

◎別府行政管理課長 我々の説明が十分でなかつた部分もあって、誤解を招いたりとか混乱を招いたりしたところは十分にあったと思いますので、そういったところがないように取り組んでまいりたいと考えています。

◎三石委員 いろいろ話を聞かせていただきました。加藤委員からお話があつたように、その辺り十分、今後気をつけてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

◎西森（雅）委員 自主事業が、恐らくこれから活発に行われていくんだろうと思います。収益で上がつた部分を職員の給与とかに上乗せをしていく。そうした中で、自主事業 자체

も公募選定の判断になっていくのか。

◎別府行政管理課長 今も指定管理の提案の際に提案型事業という形で、団体側から、県が定めた指標以上の部分でこういった提案ができますよといった提案を頂いています。そういう点等含めてどういった評価にするのかは、これから丁寧に検討していきたいと思います。

◎中根委員 先ほど、今回の高知城歴史博物館だけではなくて、そこだけは山内家との書物が交わされているのでとお話をありました。私は坂本龍馬記念館だって牧野植物園だって、それから美術館の様々な写真とか、絵画などを県に寄贈してくださっている方たちだって同じだと思うんです。相当な価値のあるものを、これから先、研究の上で、価値があると私たちが認識しなければならないことも含めて、県を信頼して県に寄贈されている。だから、書き物があるとかないとかではなくて、公、県が皆さんの財産をお預かりした点では、書き物あるなしにかかわらず、判断の材料の一つにはしっかり入れていかなくてはいけないと思います。そういうことを研究することに喜びを見いだしたり、植物を次までずっと残していくことに情熱を傾けられたり、その方たちの処遇がこれで十分かという議論は県議会の中で確かにありました。それは指定管理の予算を増やしていく、牧野植物園なんか、今年1,700万円ぐらい増やしましたけれど、来年もそんな形で、いろんな指定管理の予算を増やすことで処遇の改善はできたと私は思うんです。それがまだきちんと検証されない中で、随分タイトなところに来て、とにかく一番先に指定管理の期限の切れる高知城歴史博物館、そこは途中修正してでもやってしまおうというのは乱暴だなあと。もうちょっと余裕を持って先送りにしてもらいたいな、こういう思いがしてやみません。そういう思いがあるということを受け取っていただきたいと思います。

◎清水総務部長 今、管理をしていただいている公社の皆さんに足りないとか、今やっているもののが不十分だからそれを変えたいと言っているわけではないことは、常々知事からも申し上げているとおりです。ただ、今頑張っている皆様に公募という試験を課すことすらできないのかということなんです。今回やろうとしていることは、管理代行料で基本的なところは所得を保障されるわけです。その上で、さらに収益を上げる、さらに給与を上げることができる形にしたいと思っているので、そうするからには、公募のプロセスを経てほしいということで、そこでしっかり業務をやっていただいていて、結果も残していただいているのであれば、それをしっかり評価して公募で取っていただくことが大事だと思っています。なので、決して今やっている方々を否定するものではないことは申し上げて回答としたいと思います。

◎田中委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、行政管理課を終わります。

〈人事課〉

◎田中委員長 次に、「職員の懲戒処分について」人事課の説明を求めます。

◎安藤人事課長 冒頭、部長が御説明しましたとおり8月27日付で2名の職員を懲戒処分としましたので、御報告します。

まず1件目です。処分を受けた職員は農業振興部の主幹です。処分事由ですが、当該職員は昨年度、当時所属していました別の部局におきまして契約相手方からの請求書8枚分の支払いを放置し、計10万円余りを私費で支払いの上、それらの請求書を紛失しました。また、収入調定書及び納入通知書を未決裁で作成しましたほか、契約相手方への文書を未決裁で作成の上、無断で公印を押印し送付するといった不適切な事務処理を行ったものです。これらの行為は、収入及び支出について定めた地方自治法の規定や法令等遵守義務を定めた地方公務員法に違反するもので、県職員としての自覚に欠け、県民の県職員に対する信頼を大きく損なうもので、その責任は極めて重大であります。また、この職員は令和元年9月と令和2年2月にも不適切な事務処理による処分等を受けています。これを踏まえ、職員の信用失墜行為を禁止している地方公務員法第33条の規定に違反するものとして、8月27日付で減給10分の1を3か月の懲戒処分としました。なお、この職員は処分日と同日付で依願退職をしています。そのほか、当時の上司3名に対して口頭注意の措置を行いました。なお、今回の不適切な事務処理に関しては県民や県への損害は生じていません。

次に、2件目について御説明をします。処分を受けた職員は、農業振興部の主幹級の職員です。処分事由につきましては、本年5月1日から23日までの間に15日間を正当な理由なく欠勤したものです。これは法令等遵守義務及び職務専念義務を定めた地方公務員法の規定に違反するものとして、8月27日付で減給10分の1を2か月の懲戒処分としました。

こうした事態を受け、これら2件の処分と同日付で総務部長通知を発出し、公務の適正な執行と公務員倫理の確立について改めて全庁に通知し職員に徹底したところです。引き続き、県民の皆様の県政に対する信頼回復に努めてまいります。

報告は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎三石委員 ここまで聞きましたけれど、2番目の15日間正当な理由なく欠勤したことについては、もうちょっと詳しく言ってくれませんか。どんなことですか。

◎安藤人事課長 御本人に言わば連絡が取れなくなって出勤してきていない状態でした。これまでの事例で言いますと、例えば病気で本人に促すけれどもなかなか出てきてくれないといった事案とかがありましたけれども、今回の事案につきましては本人が出てこなくて連絡を取ったものの全く連絡が取れず、御自宅にも戻っていなかったという状況でした。その後、御本人と連絡が取れて職場も復帰し、その日数が15日間だったものです。

◎三石委員 その後はちゃんとやっているんですか。

◎安藤人事課長 この職員は、復帰するまで少しお休みをした上で所属に出勤をしていましたが、具体的には申し上げられないんですけれども、それ以降も出勤ができない時期もありますて、この点につきましては所属において今対応しているところです。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、人事課を終わります。

〈市町村振興課〉

◎田中委員長 次に、「令和6年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率等について」市町村振興課の説明を求めます。

◎小笠原市町村振興課長 令和6年度決算に基づく県内市町村の健全化判断比率及び資金不足比率の速報値について御報告します。

まず1ページの概要ですが、地方自治体の財政の健全度の判断に用いられる健全化判断比率の4つの指標につきまして、早期健全化基準以上、財政的に厳しい状況で早急な改善策や対策が必要となっている団体は昨年度と同様に該当はありません。また、県内市町村が経営する水道事業などの公営企業の会計のうち経営健全化基準以上の資金不足比率となっている会計についても該当はありません。

個別の指標について御説明します。2実質赤字比率につきましては、赤字の団体はありません。また、3連結実質赤字比率につきましても赤字の団体はありません。

次に、4実質公債費比率につきましては、県内市町村の平均は10.0%でして、昨年度より0.1ポイント上昇しています。これは元利償還金の額が増加したことが主な要因となっています。また、地方債の発行に当たって県知事の許可が必要となる実質公債費比率が18%以上の市町村はありません。

次に、5将来負担比率につきまして県内の市町村の将来負担比率の平均は33.9%でして、昨年度より0.5ポイント改善しています。これは地方債現在高が減少したことが主な要因となっています。

次に6の資金不足比率につきまして、県内市町村の公営企業の会計のうち経営健全化基準となる20%を超える資金不足が生じている会計はありません。

次の2ページには、市町村ごとの健全化判断比率を掲載しています。右から2つ目の実質公債費比率につきましては、全体の傾向として上昇しているものの団体別で見ていくと数値が改善している団体も見受けられるところです。

県としましては人件費の上昇や物価高などにより歳出の増加要因が拡大する中、各市町村が様々な地域課題に的確に対応しつつも健全な財政運営を今後も行っていくことができるよう引き続き歳出構造の変化を注視し、市町村に対して情報提供や助言をきめ細かく行ってまいりたいと考えています。

以上で、市町村振興課からの報告を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、市町村振興課を終わります。

以上で、総務部を終わります。

《会計管理局》

◎田中委員長 次に、会計管理局について行います。

それでは議案について、局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承を願います。

◎田村会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の9月補正予算について御説明します。

資料の2ページをお願いします。総務事務センターの一般会計補正予算についてです。

国の新制度の創設及び今議会に上程しています条例の制定に伴う総務事務集中化システムの改修費として、令和7年度から令和8年度の債務負担行為1,802万9,000円の追加をお願いするものです。詳細につきましては総務事務センター課長から御説明します。

◎田中委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈総務事務センター〉

◎田中委員長 総務事務センターの説明を求めます。

◎岡林総務事務センター課長 当センターの所管する一般会計補正予算案について御説明します。

資料の左から2つ目、事項欄に記載の総務事務集中化システム運用保守等委託料につきまして1,802万9,000円の債務負担行為の追加をお願いするものです。内容としましては3件のシステム改修となっています。

まず1件目は、令和8年4月から子ども・子育て支援金の賦課徴収が開始されることに伴い会計年度任用職員の給与から支援金を控除する必要があるため、これに対応するシステム改修を行うものです。残り2件は本日、行政管理課長から御説明しました2つの条例議案、短時間勤務制度の新設及び時間外勤務手当の割増率の時限的引上げに対応するため、職員の勤務実績管理に係るシステム改修を行うものです。これら全てのシステム改修を完了するのに1年程度を要す見込みであることから、令和8年度までの債務負担行為での計上としています。

説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、総務事務センターを終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎田中委員長 次に教育委員会について行います。

それでは議案について、教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎今城教育長 まず、議案について説明します。9月議会に提出しています教育委員会関係の議案は、令和7年度高知県一般会計補正予算が4件です。令和7年度一般会計補正予算について御説明します。

総務委員会資料、議案説明資料の2ページです。債務負担行為の追加です。3行目以降にありますサーバ機器賃借料、教員採用選考審査筆記問題作成等委託料、保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金及び設計委託料について債務負担行為の追加をお願いするものです。詳細な内容につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

次に、報告事項につきましては、臨時講師の逮捕事案について及び県有施設における電気料金の誤払いについての2件です。それぞれの報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長から御説明します。

最後に、教育委員会が所管します主な審議会等の開催状況を説明します。3ページを御覧ください。高知県立図書館協議会を7月に開催しました。今後も審議の経過や結果につきましては適宜、委員の皆様に御報告します。

私からの総括説明は以上です。

◎田中委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈教職員・福利課〉

◎田中委員長 初めに、教職員・福利課の説明を求めます。

◎岡本教職員・福利課長 当課からは、予算議案について説明します。第1号議案令和7年度一般会計補正予算です。教職員・福利課の説明資料の1ページを御覧ください。②議案説明書（補正予算）の37ページの抜粋となっています。

1つ目、サーバ機器賃借料につきましては、令和3年度に導入しています市町村立学校教職員の手当の申請や認定を行います市町村立学校諸手当年末調整システムのサーバ機器のリース契約の更新を行うものです。令和12年度までの債務負担行為の形でお願いしています。現在、契約の終了日につきましては令和8年6月30日となっていますけれども、リース契約更新に伴いましてサーバ機器を更新する必要があり、機器の納品期間やセットアップ、動作確認、データの移行作業等のために約6か月の事前準備期間が必要となっています。そのため、本年度のうちに契約ができるよう本議会で債務負担行為として計上し

ているものです。なお、本契約に係る賃借料自体は令和8年度以降に発生しまして、準備期間である本年度分は必要ありません。

次にその下、教員採用選考審査筆記問題作成等委託料です。こちらは来年度に実施します教員採用審査の筆記審査のうち、教職一般教養そして小・中高等学校、特別支援学校の校種ごとに教科の専門知識を問うための専門教養に関する審査問題の作成や、採点等に関する業務を委託するものです。教員採用審査の一次審査は本年度5月31日実施と早期に実施していますことから、問題の検討やチェックに十分な時間を確保するために、本年度のうちに契約ができるよう毎年、債務負担行為をお願いしているものです。

教職員・福利課の説明は、以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、教職員・福利課を終わります。

〈幼保支援課〉

◎田中委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎津野幼保支援課長 幼保支援課の補正予算について説明します。

資料の1ページを御覧ください。議案説明書（補正予算）の38ページの抜粋です。補正をお願いしますのは、保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費交付金、予算額5,930万2,000円の債務負担行為の追加です。

概要等につきましては、2ページで説明します。

2ページの1概要のとおり、令和6年度から土佐市が実施しています保育所の高台移転施設整備事業について支援を行うもので、当初令和6年度から令和7年度の2か年の工事で令和8年度に支払いを予定していたため、令和6年度から令和8年度の債務負担行為を設定していました。変更後に記載のとおり、移転先の土地造成や液状化現象対策に期間を要したこと等により事業実施期間が1年延長となり、令和8年度完了予定となりました。そのため、当初の債務負担行為にて令和7年度までの完了分を令和8年度に支払い、残額の支払いを令和9年度に行う必要があるため、今回、令和7年度から令和9年度までの債務負担行為を新たに設定しようとするものです。

2交付決定額に記載のとおり総事業費は21億5,240万3,000円。交付決定額は、設計料加算額が当初の予定より減額となるため、今後、変更交付決定を予定しています、変更後交付決定額は6,738万8,000円となります。

3債務負担額に記載していますとおり、当初お認めいただいていました令和6年度から8年度の債務負担額6,929万7,000円に対しまして、変更後の交付決定額が6,738万8,000円。これがトータルでの支払額の上限となると考えています。そのうち令和8年度支払予定額

808万6,000円を除く5,930万2,000円の債務負担行為の追加をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 土佐市の宇佐保育園、みのり保育園を統合して高台移転とのことです、ほかにこのような要望を出されているところはあるんですか。

◎津野幼保支援課長 今のところ統合しての高台移転について、県の支援の要望はほかのケースでは受けていません。

◎岡本委員 取りあえずは、もうないとの判断でよろしいですか。

◎津野幼保支援課長 高台移転につきましては、浸水区域内にある園をどうするか御検討いただいている園はあります。その中で、統合も視野に入っているとお聞きしているところはありますけれども、まだ具体的に県に支援をというところに至っていません。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、幼保支援課を終わります。

〈生涯学習課〉

◎田中委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎竹村生涯学習課長 当課の令和7年度9月補正予算の概要につきまして説明します。

生涯学習課資料の1ページを御覧ください。当課所管の青少年センターの体育館に空調を整備するため、基本設計委託料に係る令和8年度の債務負担行為をお願いするものです。

2ページを御覧ください。本件の概要につきまして、こちらの資料で説明します。一番上の概要欄にありますように、夏場における青少年の安全なスポーツ利用及び災害時の避難所として活用するため、現在空調設備のない青少年センターの体育館大小アリーナにつきまして空調整備を行いたいというものです。同センターは県の広域防災拠点となっていますが、体育館を本年度中に香南市の避難所に指定するよう調整を進めているところです。空調整備のスケジュールにつきましては、一番下にありますように県民体育館の解体が令和9年の10月頃からを予定していますので、青少年センタースポーツ館の整備完了がこの翌年の夏に間に合うように整備を進めたいと考えています。具体的には、今年の11月から基本設計を行いまして、令和8年度に実施設計、令和9年度から工事を行い、令和10年7月から使用が開始できるよう進めたいと考えています。

生涯学習課からの説明は以上となります。

◎田中委員長 質疑を行います。

これから県民体育館の改築に伴って、県内での体育館の需要に対して県民体育館がこれから使えなくなった場合、説明があったように青少年センターについては、一応令和10年から使用開始ということなんですが、青少年センターだけではありませんけれど、今申し上げたように、県民体育館が改築に伴って使用できなくなる間の県内のスポーツ施設の状

況は、どう捉えられていますか。

◎竹村生涯学習課長 我々の持っている体育施設では青少年センターのほか、いの町にあります青少年体育館、それから幡多青少年の家に附属する体育館があります。そのほか、室戸にも体育館はあるんですけれども、スポーツ課を中心にどういったところで、どの程度の規模のスポーツ競技を受けられるかは協議を進めていまして、今カルテを作つて精査もしているところですので、工事によって受けられないことがないように調査を行つてまいりたいと考えています。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、生涯学習課を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《報告事項》

◎田中委員長 続いて、教育委員会から2件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることとします。

〈小中学校課〉

◎田中委員長 「臨時講師の逮捕事案について」小中学校課の説明を求めます。

◎高橋小中学校課長 小中学校課の資料を御覧ください。中学校臨時講師が不同意性交等の容疑で逮捕される事案が発生し、再び県民の皆様の公教育に対する信頼を大きく裏切る結果となつてしまい、誠に申し訳なく思っています。

それでは事案について御説明します。馬路村立馬路中学校の臨時講師が9月10日に不同意性交等の容疑で逮捕され、現在起訴され拘留中です。そのため事案の詳細につきましては県教育委員会が本人から直接聞き取りを行うことができないため、報道発表以上の情報は把握できていません。なお、同講師は9月30日をもつて任用期間が満了しましたが、県教育委員会の任用の更新は行つていません。また、同講師に支給される予定の退職手当につきましては、条例に基づき、現在、支払いの差止めの処分の手続を進めているところです。県教育委員会は逮捕翌日の9月11日に小中学校長会と協議を行い、これを受け校長会から全ての小中学校長に対し、不祥事撲滅及び未然防止に向けた取組の徹底を改めて呼びかけました。さらに9月12日に開催しました県立学校長会議においても、わいせつ事案等を未然に防ぐため各校の取組を共有するとともに、今後の対応策について協議を行いました。県教育委員会としましては、市町村教育委員会と連携のもと全ての教職員が教育公務員としての職責を改めて自覚し、高い倫理感を持って行動するよう指導を徹底することで、県民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

以上となります。

◎田中委員長 質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、小中学校課を終わります。

〈高等学校課〉

◎田中委員長 次に、「県有施設における電気料金の誤払いについて」高等学校課の説明を求めます。

◎麻植高等学校課長 私からは、県有施設における電気料金の誤払いについて説明します。

事案概要にありますように、土木部が令和6年度に着手しました道路照明灯一括LED化委託業務におきまして高知県が管理する道路照明灯の設置状況と契約内容を精査したところ、本年6月、一部に誤払いが判明しました。これを受け県立学校におきましても調査をしたところ、高等学校2校で同様の事案が判明しました。調査結果の表、最下段の合計の右端にありますように、県有施設で合計164契約が誤払いとなっています。表の左から2列目、契約変更手続漏れ過払いにつきましては、省電力照明でありますLED灯に取り替えたものの電力契約の変更を行っておらず、全体で128契約、約1,000万円。そのうち高等学校においては2校5契約、約28万円の誤払いとなっていたものです。

こうした誤払いが生じた原因としましては、省電力照明への変更等の際に電力契約の手続を失念していたもので、電力契約に関するマニュアルや事務処理を明示したもののがなく、手続の漏れをチェックする仕組みがなかったことが主な要因と考えています。

誤払いが判明した契約につきましては速やかに契約変更手続を行っています。また、再発防止の徹底のために県立学校長に対しまして電力契約の事務処理のフロー図等を示して、契約手続を確実に実施するよう通知しました。今後は、過払い金の返還及び未払い金の支払いについて道路課、港湾・海岸課、漁港漁場課とともに四国電力と協議を進めてまいります。

説明は以上です。

◎田中委員長 質疑を行います。

◎岡本委員 工事をした電気工事会社への責任は、一切問えないことになりますか。

◎麻植高等学校課長 電気工事会社につきましても、県が手続の変更をお願いすることになりますが、工事をした電気会社から県にこういう手続が必要ないですかといったことは求めていませんでしたので、電気工事会社に責任を問うことはないと考えています。

◎岡本委員 問わないということですね。責任がないのか、問わないのか。

◎麻植高等学校課長 問わないと。

◎田中委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

ここで25分ほど休憩とします。再開は15時10分とします。

(休憩 14時42分～15時10分)

◎田中委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《採決》

◎田中委員長 これより採決を行いますが、今回は議案数6件で、予算議案1件、条例その他議案5件であります。

それでは、採決を行います。

第1号議案「令和7年度高知県一般会計補正予算」について、岡本委員及び中根委員から修正案が提出されておりますので、書記に配付させます。

修正案の提出者の説明を求めます。

◎中根委員 修正案の概要を御説明します。総務委員会の行政管理課、県立施設を運営する外郭団体の自律性向上支援に関する歳出予算について、減額修正を58万7,000円行うものです。減額の内訳は、行政管理課の事務費58万7,000円です。また、歳出予算の減額に伴って対応する歳入予算の減額を行います。13繰越金の1繰越金から58万7,000円を減額したものを提案していますので、どうぞ御賛同よろしくお願ひいたします。

以上です。

◎田中委員長 修正案は、ただいま提案されたとおりであります。修正案提出者に対する質疑を行います。

(なし)

◎田中委員長 質疑を終わります。

これより修正案の採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

これより、採決に入れます。第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」に対する、岡本委員及び中根委員から提出された修正案について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 挙手少数であります。よって修正案は賛成少数をもって否決されました。

それでは、第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 挙手多数であります。よって第1号議案は賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号「短時間勤務制度に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の

委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって第5号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号「時間外勤務手当の臨時特例に関する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって第6号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第7号「高知県税条例の一部を改正する条例議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって第7号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第12号「県有財産（旅客搭乗橋）の取得に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって第12号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第13号「高知龍馬空港新ターミナルビル建築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎田中委員長 全員挙手であります。よって第13号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎田中委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案5件が提出されております。

まず、「消費税減税の議論促進を求める意見書（案）」が、日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎田中委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 不一致でお願いします。

◎田中委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止に伴う恒久で安定した代替財源の確保を求める意見書（案）」が、自由民主党、日本共産党、県民の会、公明党、一燈立志の会、自由の風から提出されております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎田中委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

(なし)

◎田中委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、「地方財政の充実・強化に関する意見書（案）」が、県民の会、日本共産党、一燈立志の会から提出されております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎田中委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 一致で。

◎田中委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、「イスラエルによるガザ地区でのジェノサイドを止める実効的措置を求める意見書(案)」が、日本共産党、県民の会から提出されております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎田中委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ 不一致でお願いします。前回と同様ですけれど、情勢も随分変わってきていますし、そういう意味では状況が変わったことが反映されていないという面もあるのかなと思っています。

◎田中委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書(案)」が、日本共産党、県民の会から提出されています。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎田中委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小休)

◎ これも不一致でお願いします。核保有国が参加していない条約は実効性が低いというのは従来どおり。

◎田中委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、7日、8日の委員会は休会とし、9日木曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひします。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(15時18分閉会)